

# 組合事務局実態調査報告書

平成22年 3 月

東京都中小企業団体中央会

## ま え が き

本報告書は、組合特定問題実態調査の一環として実施した「組合事務局実態調査」の結果をまとめたものです。

著しく景況が悪化し、組合の事業運営にも深刻な影響が及ぶ中で、協同組合法・団体法をはじめとした組合に関係する諸制度が変更される一方、情報化や環境対策等、新たな問題への取り組みが求められるなど、組合事務局には広範かつ柔軟な対応が必要となっています。

組合事務局がこのような状況を乗り切り、組合運営の円滑化と事業活性化を図るためには、事務局機能の強化が不可欠です。このため本会では、事務局機能強化の一助とするため、各種講習会の開催や中小企業組合士制度の普及推進といった人材育成や、無料職業紹介事業の実施などの人材確保支援に取り組んでいるところです。今回実施した、「組合事務局実態調査」では、組合事務局の人材育成に関する諸問題の実態及び取り組み状況を中心に、事務所の設置状況、事務局の雇用実態等を把握することで、本会の組合事務局機能強化支援の充実を図る上での参考とさせていただきたいと考えております。

また、会員組合におかれましても、本報告書が組合事務局の実態や人材育成の取り組み状況の把握と今後の課題解決や組合活性化の方策を講じるうえでの一助となれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたりご多用の中ご協力をいただいた調査対象組合に対して、深く感謝申しあげる次第です。

平成22年3月

東京都中小企業団体中央会

# 目 次

I 組合事務局実態調査実施要領 .....	1
II 調査結果の概要 .....	2
1. 事務局の設置状況 .....	2
2. 組合事務担当者 .....	2
3. 事務局の人材育成の取り組み .....	3
4. 事務局の人材育成に取り組んでいない理由 .....	4
5. 事務局の人材育成に取り組む目的 .....	5
6. 事務局の人材育成方法 .....	5
7. 事務局の人材育成に必要な研修分野 .....	6
8. 事務局の人材育成に関して中央会に期待する支援内容 .....	6
9. 事務局の人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマ .....	7
10. 事務局で取得を奨励している資格 .....	8
11. 事務局ですでに取得している資格 .....	8
12. 事務局で資格を取得した場合の処遇改善 .....	9
13. 中小企業組合士 .....	10
14. 中央会が実施している無料職業紹介事業 .....	10
15. 中央会からの情報の入手方法 .....	11
16. 事務局の人材に関する課題 .....	12
17. 専従役職員の人数 .....	12
18. 事務局専従責任者の役職 .....	13
19. 事務局専従責任者の年齢 .....	14
20. 事務局専従責任者の勤続年数 .....	15

21. 事務局専従責任者の収入等 .....	15
①組合からの年間支給額 .....	15
②組合以外からの収入源 .....	16
③組合以外からの年間収入額 .....	16
22. 事務局専従責任者の組合採用直前の勤務先 .....	17
23. 事務局専従職員の雇用形態 .....	18
24. 事務局専従職員に支給している手当 .....	18
25. 事務局で定めている規則・規程等 .....	19
26. 事務局専従職員の募集・採用方法 .....	19
27. 事務局専従職員を採用する際に重視する項目 .....	20
28. 事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度 .....	20
29. 事務局に専従者を置いていない理由 .....	21
30. 事務局の兼務担当者の人数 .....	22
31. 事務局の兼務責任者の年齢 .....	22
32. 事務局の兼務責任者の担当年数 .....	23
33. 組合が負担している年間事務経費 .....	23
34. 事務局の人材育成、中小企業組合士及び無料職業紹介事業等についての意見、要望 .....	24

## <付属資料>

組合事務局実態調査票



# I 組合事務局実態調査実施要領

## 1. 調査目的

本調査は、組合事務局の人材に関わる諸問題の実態及び取り組み状況を把握し、組合事務局の活性化に資することを目的として実施する。

## 2. 調査実施方法

調査票を対象組合に郵送し、回答は郵送及びファクシミリにて回収した。

## 3. 調査時点

平成21年11月1日現在

## 4. 調査対象

本会会員である事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、商工組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、合計1,844組合を対象とした。

内訳	事業協同組合	1,668組合
	事業協同小組合	1組合
	事業協同組合連合会	28組合
	商工組合	56組合
	企業組合	74組合
	協業組合	11組合
	商店街振興組合	6組合
	合 計	1,844組合

## 5. 回収状況

調査対象組合数	1,844組合
回収組合数	1,326組合
回収率	71.9%

## 6. 集計方法

本調査の集計は、回収した調査票の回答をコンピュータで集計処理した。

\* 集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

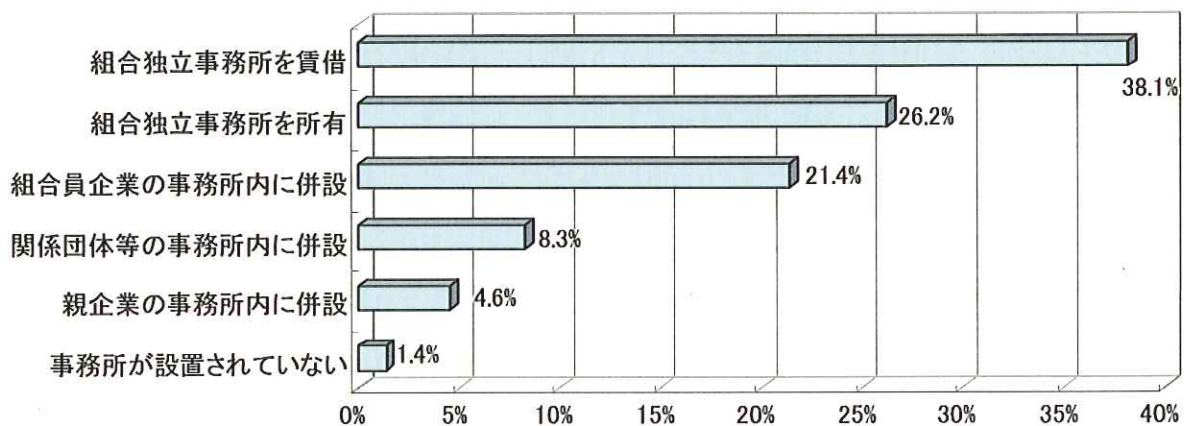
\* 図中の(S・A)は単一回答、(M・A)は複数回答、nは回答数である。

## II 調査結果の概要

### 1. 事務所の設置状況

回答のあった1,312組合の事務所の設置状況は、「組合独立事務所を賃借」が500組合（38.1%）、「組合独立事務所を所有」が344組合（26.2%）、「組合員企業の事務所内に併設」が281組合（21.4%）、「関係団体等の事務所内に併設」が109組合（8.3%）、「親企業の事務所内に併設」が60組合（4.6%）、「事務所が設置されていない」が18組合（1.4%）の順となっており、回答のあった組合の64.3%が独立事務所を設置しているとの結果になった。（図1）

図1 事務局の設置状況 [(S・A) n=1312]



### 2. 組合事務担当者

回答のあった1,322組合の組合事務担当者については、「専従」が963組合（72.8%）、「兼務等」が359組合（27.2%）となっている。また、それぞれの内訳をみると、専従においては、「職員のみ」が561組合（58.3%）、「役員及び職員」が344組合（35.7%）、「役員のみ」が58組合（6.0%）となっている。（図2-1）

一方、「兼務等」においては「職員（組合員企業社員）」が123組合（34.3%）、「役員」が121組合（33.7%）、「職員（関係団体職員）」が38組合（10.6%）、「職員（親企業社員）」が33組合（9.2%）、「顧問税理士、コンサルタント等への事務委託」が19組合（5.3%）の順となっている。（図2-2）

なお、平成14年度に実施した組合事務局実態調査では「専従役職員がいる」とする組合は72.1%となっており、大幅な変化は認められなかった。

\*専従と兼務等の区分について：本調査では、組合に常勤し組合から報酬・給与の支給を受けている場合を専従とする。なお、他団体等からも支給を受けている場合は、組合からの支給額が最も多い場合を専従とし、それ以外の場合は、兼務等とする。

図2-1 組合事務担当者（専従） [(S・A) n=963]

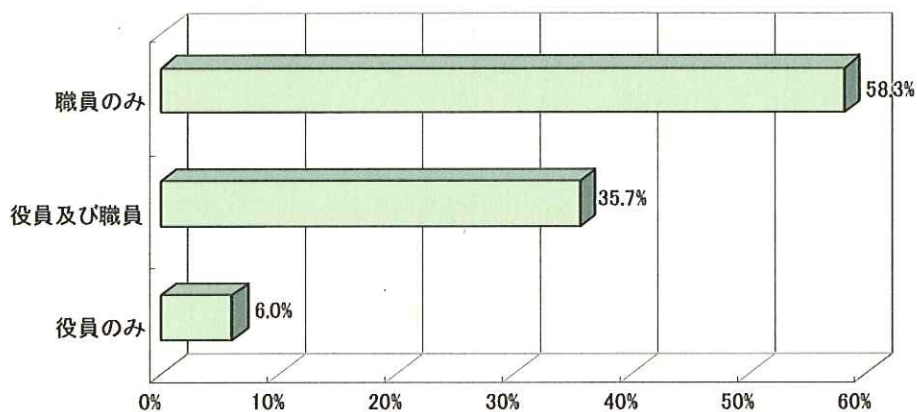
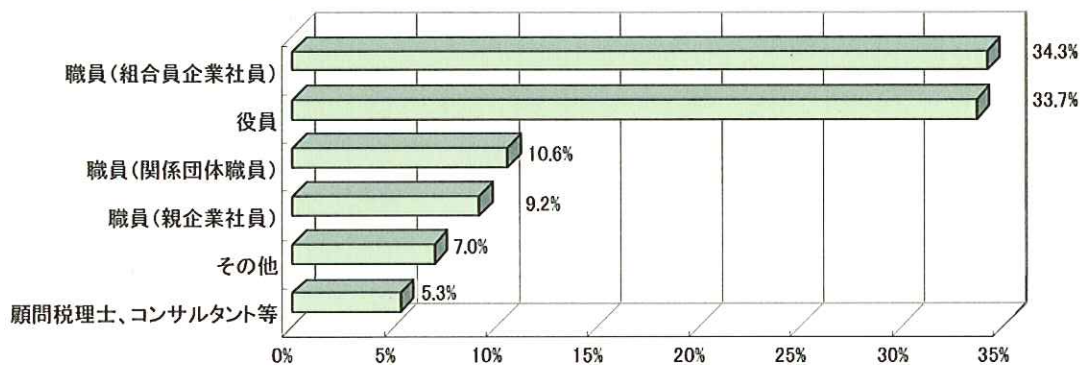


図2-2 組合事務担当者（兼務等） [(S・A) n=359]



### 3. 事務局の人材育成の取り組み

回答のあった1,298組合における事務局の人材育成の取り組みについては、「取り組んでいない」が832組合(64.1%)、「取り組んでいる」が486組合(35.9%)となっている。(図3-1)

しかしながら、事務局担当者が「専従」の場合は「取り組んでいない」が526組合(55.8%)、「取り組んでいる」が416組合(44.2%)、「兼務等」の場合は「取り組んでいない」が305組合(86.2%)、「取り組んでいる」が49組合(13.8%)となっており、専従事務局員を設置している組合においては比較的事務局員の人材育成に取り組んでいる実態が明らかになった。(図3-2)(図3-3)

図3-1 事務局の人材育成の取り組み(全体) [(S・A) n=1298]

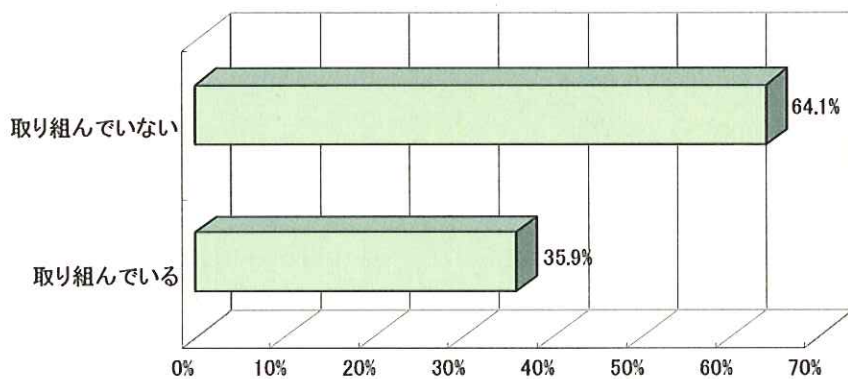




図3-2 事務局の人材育成の取り組み（専従） [(S・A) n=942]

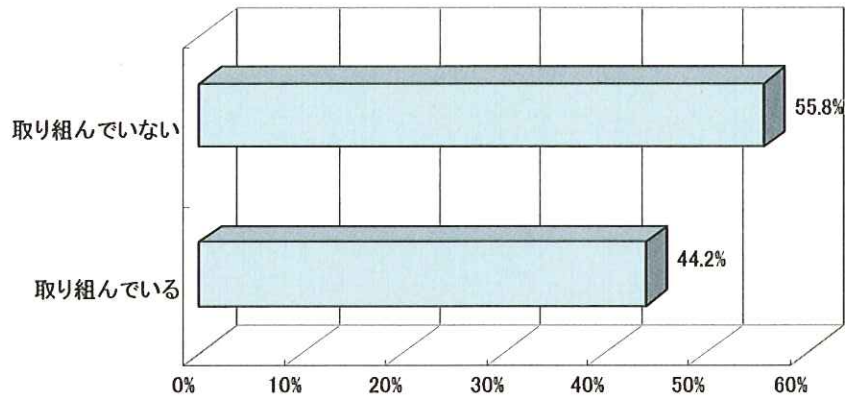
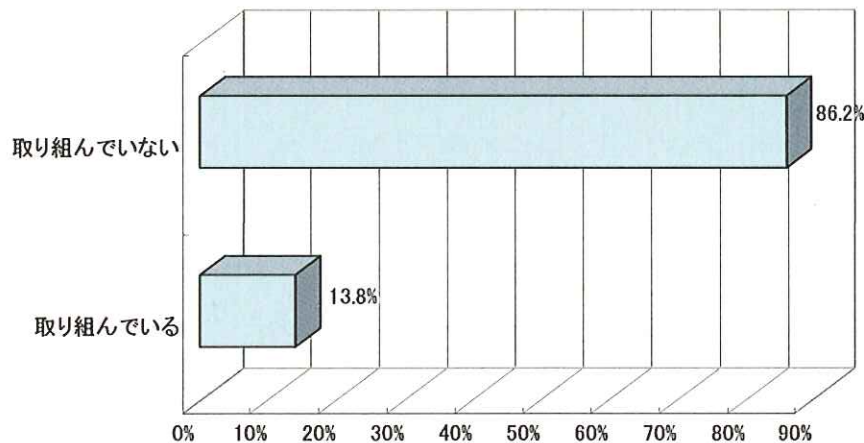


図3-3 事務局の人材育成の取り組み（兼務等） [(S・A) n=354]

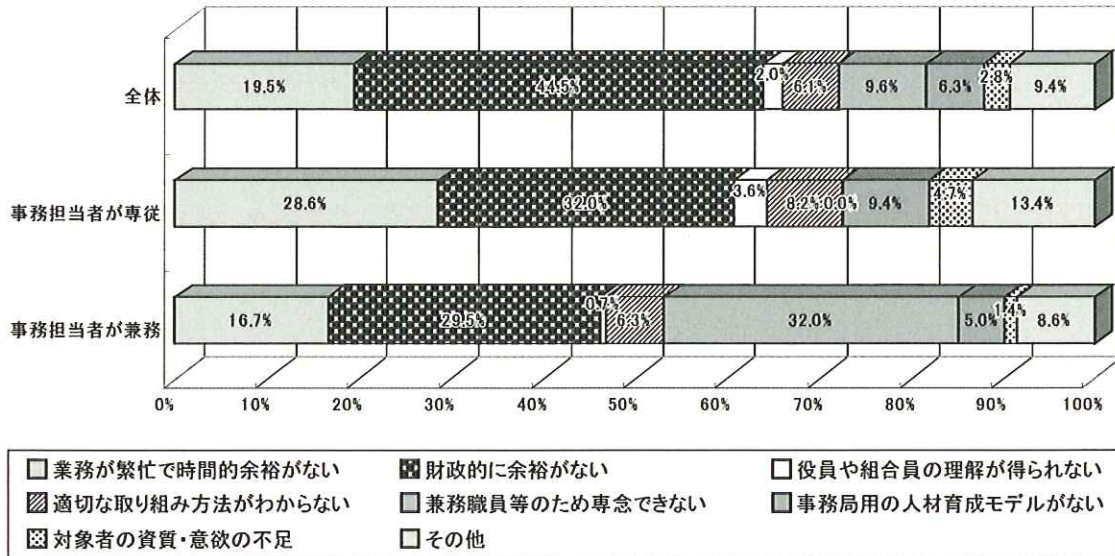


#### 4. 事務局の人材育成に取り組んでいない理由

組合の人材育成に取り組んでいない理由について全体で見ると、「財政的に余裕がない」が661組合（44.5%）、「業務が繁忙で時間的な余裕がない」が289組合（19.5%）、「兼務職員等のため専念できない」が142組合（9.6%）、「事務局用の人材育成モデルがない」が93組合（6.3%）、「適切な取り組み方法がわからない」が90組合（6.1%）、「対象者の資質・意欲の不足」が41組合（2.8%）、「役員や組合員の理解が得られない」が30組合（2.0%）の順になっている。これが「事務担当者が専従」とする組合では主な理由が「財政的に余裕がない」が241組合（32.0%）、「業務が繁忙で時間的な余裕がない」が215組合（28.6%）となっている一方、「事務担当者が兼務」とする組合では、「兼務職員等のため専念できない」が142組合（32.0%）、「財政的に余裕がない」が131組合（29.5%）となっている。（図4）

調査の結果、人材育成に取り組んでいないと回答した組合は832組合で、その理由も財政面や時間的余裕の欠如など一朝一夕には解決できない問題を抱えている。中央会では組合事務局の人材育成が事務局の機能強化、ひいては組合の事業活性化に不可欠な要素と考えており、人材育成の取り組みへの支援や環境づくりに対するサポート体制の整備が課題である。

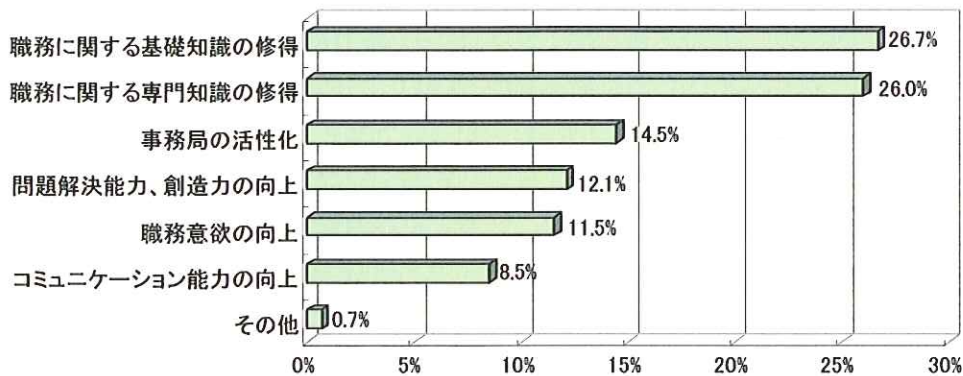
図4 事務局の人材育成に取り組んでいない理由 [(M・A) n=1485]



### 5. 事務局の人材育成に取り組む目的

事務局の人材育成に取り組んでいると回答した組合について、その目的別にみると、「職務に関する基礎知識の修得」が317組合 (26.7%)、「職務に関する専門知識の修得」が309組合 (26.0%)、「事務局の活性化」が172組合 (14.5%)、「問題解決能力、創造力の向上」が144組合 (12.1%)、「職務意欲の向上」が137組合 (11.5%)、「コミュニケーション能力の向上」が101組合 (8.5%)の順になっており、事務局の職務遂行能力の向上に主眼が置かれている実態が伺える。(図5)

図5 事務局の人材育成に取り組む目的 [(M・A) n=1188]



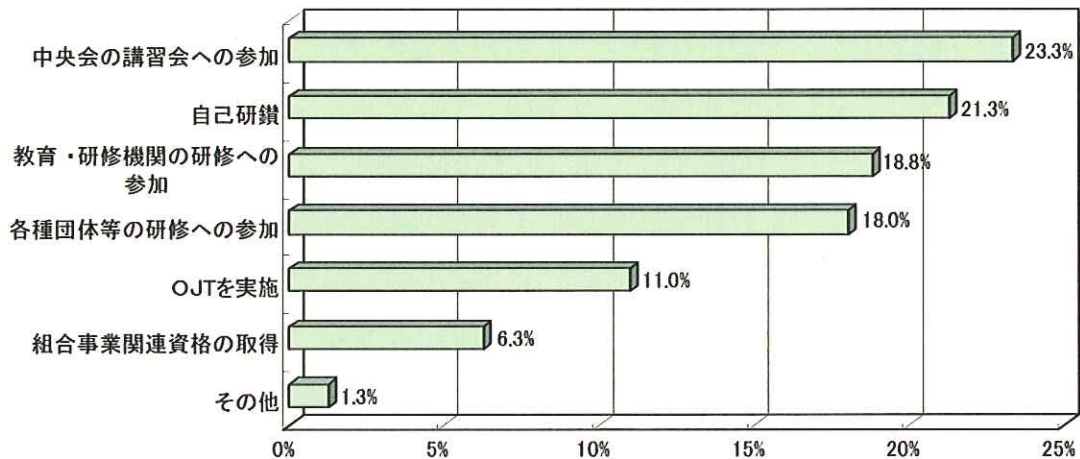
### 6. 事務局の人材育成方法

事務局の人材育成に取り組んでいると回答した組合について、その人材育成方法をみると、「中央会の講習会への参加」が238組合 (23.3%)、「自己研鑽」が217組合 (21.3%)、「教育・研修機関の研修への参加」が192組合 (18.8%)、「各種団体等の研修への参加」が184組合 (18.0%)、「OJTを実施」が112組合 (11.0%)、「組合事業関連資格の取得」が64組合 (6.3%)の順になっている。

組合専門の支援機関である中央会の講習会が最も多く活用されている一方、組合は事務局の「自己研鑽」に期待している現状も伺える。(図6)



図6 事務局の人材育成方法 [(M・A) n=1020]

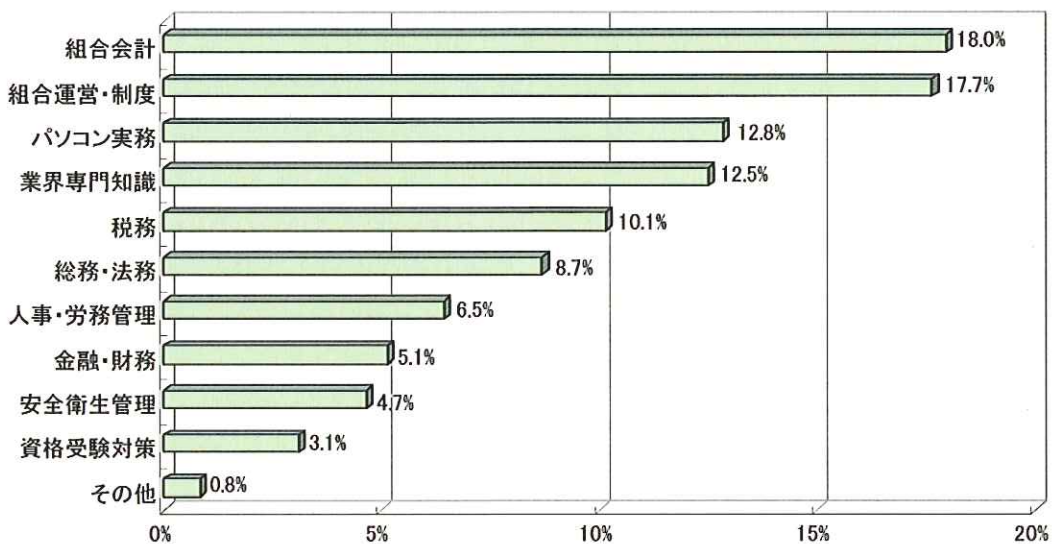


### 7. 事務局の人材育成に必要な研修分野

事務局の人材育成に取り組んでいると回答した組合について、人材育成に必要とする研修分野は、「組合会計」が273組合 (18.0%)、「組合運営・制度」が268組合 (17.7%)、「パソコン実務」が195組合 (12.8%)、「業界専門知識」が190組合 (12.5%)、「税務」が154組合 (10.1%)、「総務・法務」が132組合 (8.7%)、「人事・労務管理」が98組合 (6.5%)、「金融・財務」が78組合 (5.1%)、「安全衛生管理」が71組合 (4.7%)、「資格受験対策」が47組合 (3.1%) の順になっている。

「組合運営・制度」や「組合会計」といった、事務局の基本的な職務遂行能力が必要とされるという結果は、問5の結果を裏付けるものとなっている。(図7)

図7 事務局の人材育成に必要な研修分野 [(M・A) n=1518]



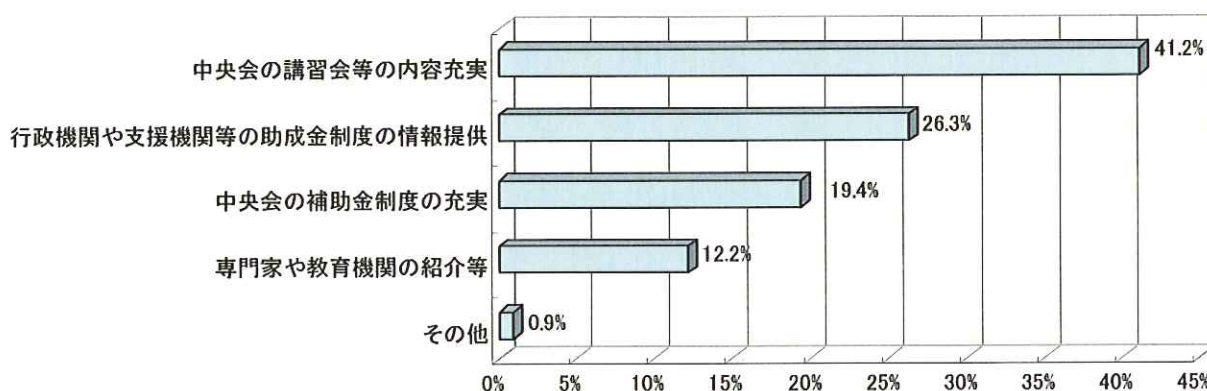
### 8. 事務局の人材育成に関して中央会に期待する支援内容

事務局の人材育成に取り組んでいると回答した組合について、人材育成に関して中央会に期待する支援内容は、「中央会の講習会等の内容充実」が280組合 (41.2%)、「行政機関や支援機関等の助

成金制度の情報提供」が179組合（26.3%）、「中央会の補助金制度の充実」が132組合（19.4%）、「専門家や教育機関の紹介等」が83組合（12.2%）などの順になっている。

問6において、「中央会の講習会」が事務局の人材育成方法として最も活用されている状況が示されていたが、その内容のさらなる充実が中央会に期待する支援内容との結果となった。（図8）

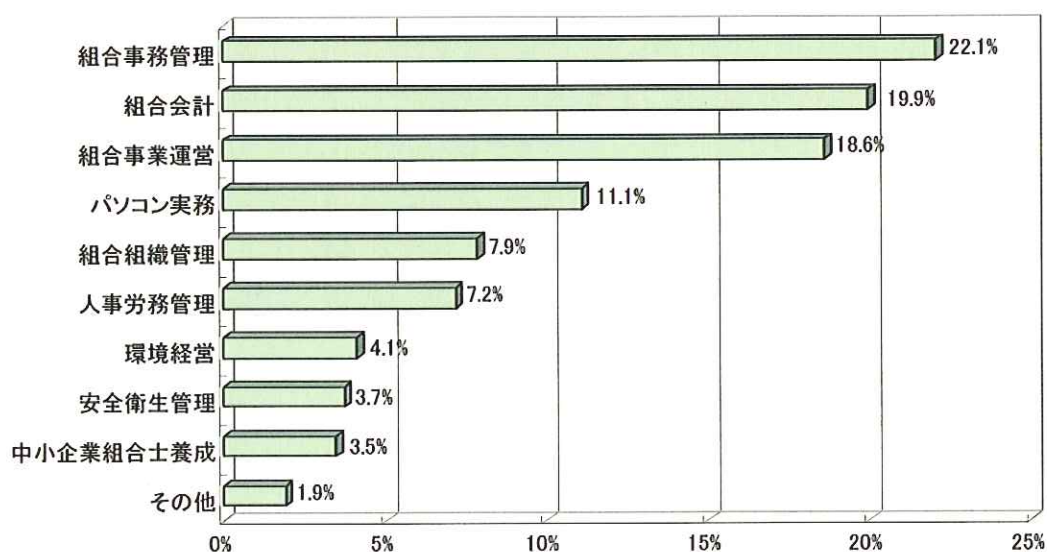
図8 事務局の人材育成に関して中央会に期待する支援内容 [(M・A) n=680]



## 9. 事務局の人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマ

事務局の人材育成に取り組んでいると回答した組合について、人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマは、「組合事務管理」が230組合（22.1%）、「組合会計」が208組合（19.9%）、「組合事業運営」が194組合（18.6%）、「パソコン実務」が116組合（11.1%）、「組合組織管理」が82組合（7.9%）、「人事労務管理」が75組合（7.2%）、「環境経営」が43組合（4.1%）、「安全衛生管理」が39組合（3.7%）、「中小企業組合士養成」が36組合（3.5%）などの順になっている。この設問においても「組合事務管理」、「組合事業運営」、「組合会計」といった事務局の基本的な職務遂行能力の向上が求められていることを裏付ける結果となっている。（図9）

図9 事務局の人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマ [(M・A) n=680]

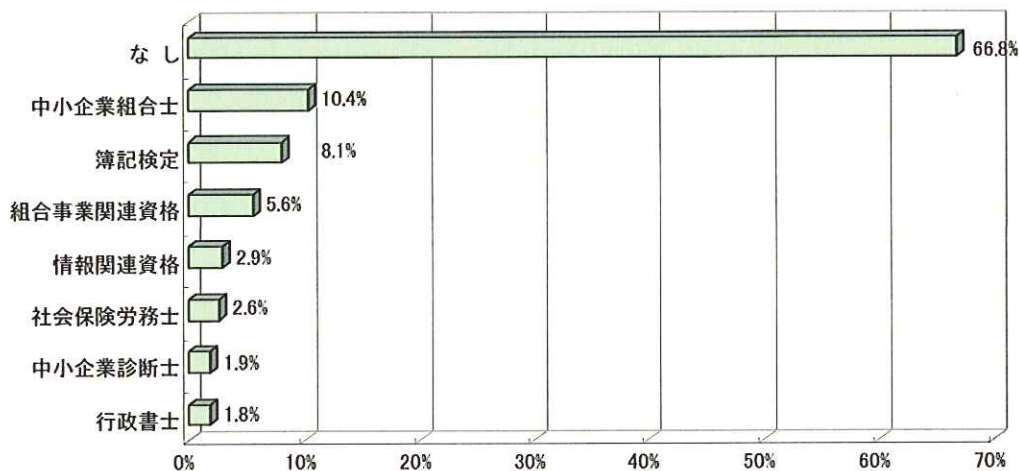


## 10. 事務局で取得を奨励している資格

事務局で取得を奨励している資格については、「中小企業組合士」が146組合（10.4%）、「簿記検定」が113組合（8.1%）、「組合事業関連資格」が79組合（5.6%）、「情報関連資格」が40組合（2.9%）、「社会保険労務士」が36組合（2.6%）、「中小企業診断士」が26組合（1.9%）、「行政書士」が25組合（1.8%）の順となっている。しかしながら奨励している資格は「なし」とする回答が最も多く937組合（66.8%）となっている。これは、事務局に職務遂行能力の向上を求めつつも、資格取得を奨励するまでには至っていない組合の姿勢が伺える。（図10）

しかしながら、資格の取得は自らの能力向上に取り組む事務局に対し、目標の設定や達成感を与えるなどの強い動機づけとなる。さらに、組合が能力向上の達成度合いを客観的に判断することが容易になるなど、人材育成策として非常に有効であるといえる。このような点も踏まえ、中央会が事務局の人材育成を図るため「中小企業組合士」の資格取得を一層支援する必要がある。

図10 事務局で取得を奨励している資格 [(M・A) n=1402]



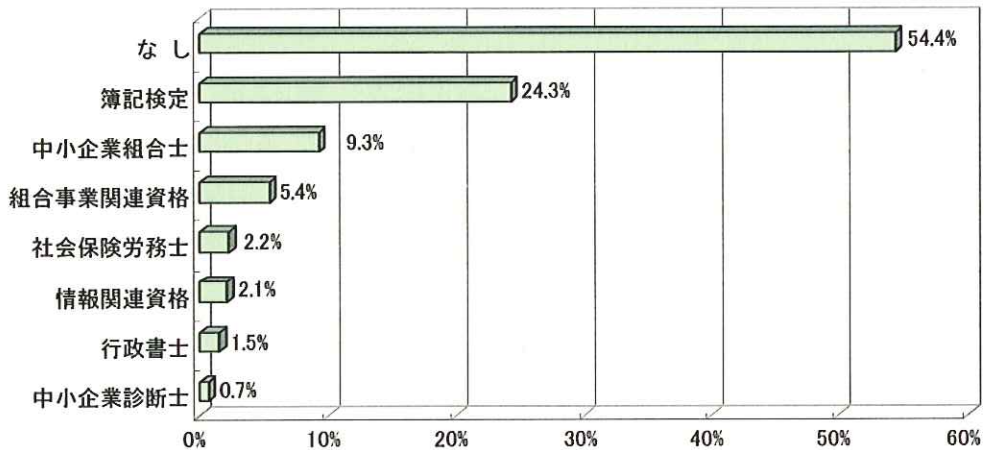
## 11. 事務局ですでに取得している資格

事務局においてすでに取得している資格については、「簿記検定」が344組合（24.3%）、「中小企業組合士」が132組合（9.3%）、「組合事業関連資格」が77組合（5.4%）、「社会保険労務士」が31組合（2.2%）、「情報関連資格」が29組合（2.1%）、「行政書士」が21組合（1.5%）、「中小企業診断士」が10組合（0.7%）の順となっている。

一方、事務局が取得している資格は「なし」とする回答は769組合（54.4%）に上っているが、問10において奨励する資格が「なし」との回答が7割近かったことに比べて事務局が資格を取得している割合が高くなっている実態が伺える。（図11）



図11 事務局がすでに取得している資格 [(M・A) n=1413]

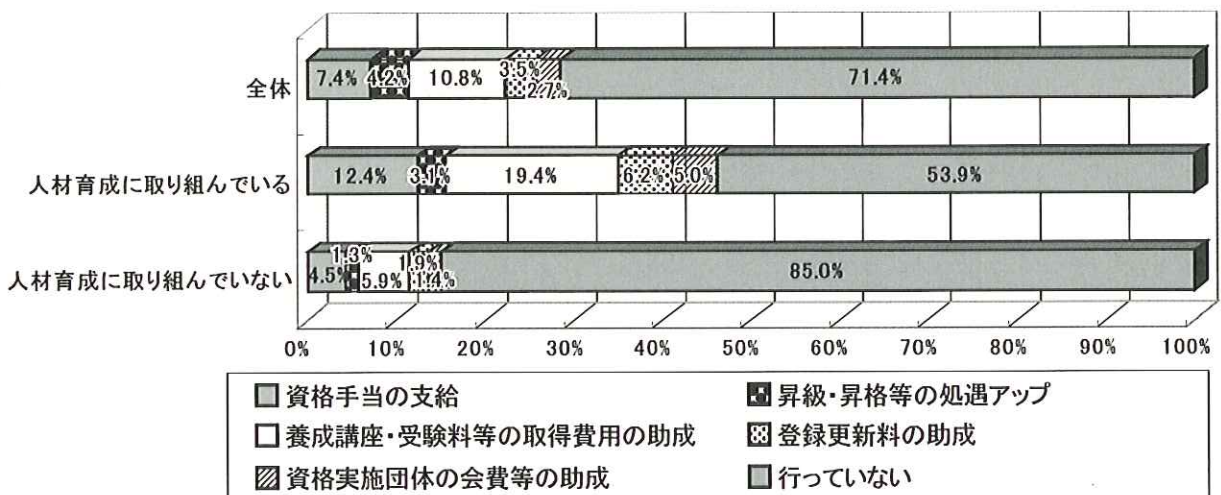


## 12. 事務局で資格を取得した場合の処遇改善

事務局担当者が資格を取得した場合の処遇改善内容は「養成講座・受講料等の取得費用の助成」が151組合 (10.8%)、「資格手当の支給」が103組合 (7.4%)、「昇給、昇格等の処遇アップ」が59組合 (4.2%)、「登録更新料の助成」が49組合 (3.5%)、「資格実施団体の会費等の助成」が38組合 (2.7%)の順となっているが、処遇改善を「行っていない」とする組合が最も多く、998組合 (71.4%)に上った。なお、「人材育成に取り組んでいない」組合では処遇改善を「行っていない」との回答が85.0%に達した一方、「人材育成に取り組んでいる」組合では半数近い46.1%が何らかの処遇改善を行っているとの結果になっている。(図12)

処遇改善は資格取得に取り組む動機づけとして最も強力な要因となりえる。財政面等の困難が予想されるものの、何らかの処遇改善措置が講じられることが望まれる。

図12 事務局で資格を取得した場合の処遇改善内容 [(M・A) n=1398]



### 13. 中小企業組合士

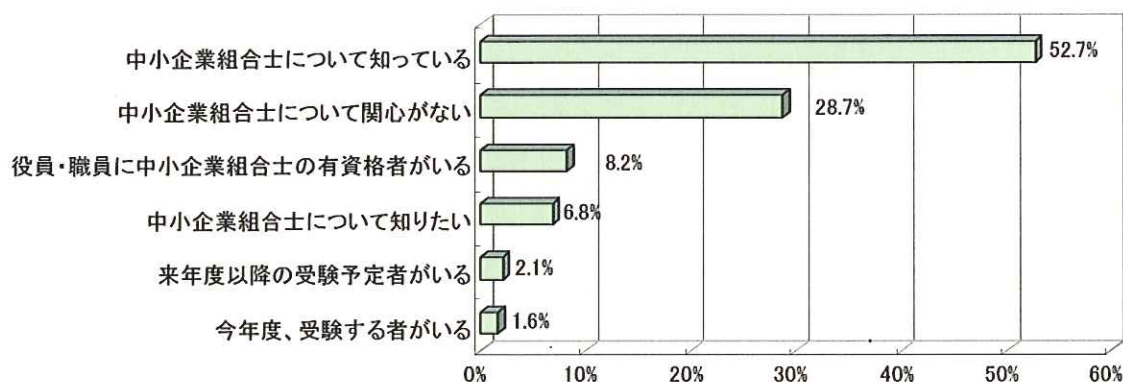
中央会が組合の人材育成策として推進している中小企業組合士については、「中小企業組合士について知っている」が769組合（52.7%）、「役員・職員に中小企業組合士の有資格者がいる」が119組合（8.2%）、「中小企業組合士について知りたい」が100組合（6.8%）、「来年度以降の受験予定者がいる」30組合（2.1%）、「今年度、受験する者がいる」が23組合（1.6%）、「中小企業組合士について関心がない」が419組合（28.7%）となっている。

中小企業組合士制度については60%以上の組合が認識している一方、30%近い組合は関心を持っていない。（図13）

問7及び9の結果が示すとおり、組合は事務局に対し組合会計や、運営・制度といった組合の職務遂行上必要な知識の修得を求めている。中小企業組合士制度はこれらの内容をすべて網羅しており、組合事務局の実務に最も有用な資格であることから、中央会では更なる制度の普及啓発に取り組んでゆく必要がある。

\* 中小企業組合士：組合事務局役員・職員等の職務遂行に必要な専門知識について全国中央会が実施する「組合検定試験」の合格者のうち3年間の組合実務経験のある者に対して資格認定のうえ与えられる資格の称号。

図13 中小企業組合士について [(M・A) n=1460]



### 14. 中央会が実施している無料職業紹介事業

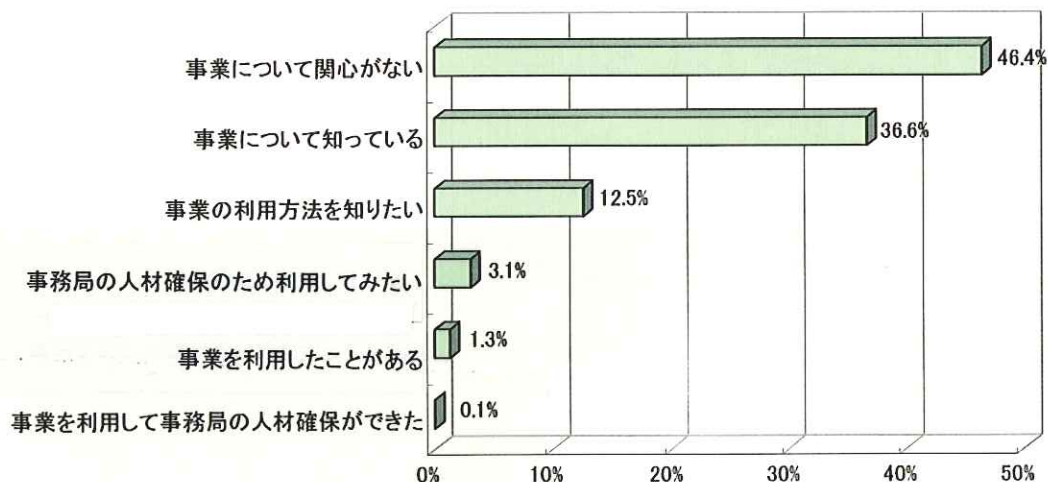
中央会が中小企業組合士等の人材活用として実施している無料職業紹介事業については、「事業について知っている」が478組合（36.6%）、「事業の利用方法を知りたい」が163組合（12.5%）、「事務局の人材確保のため利用してみたい」が40組合（3.1%）、「事業を利用したことがある」が17組合（1.3%）、「事業を利用して事務局の人材確保ができた」が1組合（0.1%）、「事業について関心がない」が606組合（46.4%）となっている。本会の無料職業紹介事業については半数の組合に周知がされている一方、「事業について関心がない」とする組合も半数となっている。（図14）

ハローワークをはじめとした職業紹介機関が多数整備されている中で、中央会の無料職業紹介事業の認知度はいまだ不十分である。しかしながら、すでに職務遂行上の基礎知識を修得している中小企業組合士等の人材を活用する本制度は、採用に関わるコストや手続きを軽減しつつ、事務局機能の強化を図ることが可能なことから、積極的に本制度を活用していただきたい。



\* 中央会の無料職業紹介事業：事務局体制の整備を目的として、事務局人材を求める組合と中小企業組合士等（求職者）の雇用の安定や人材活用を図るため、中央会が無料で求人・求職情報の収集と提供を行い、組合と中小企業組合士等をマッチングさせる事業。

図14 無料職業紹介事業について [(M・A) n=1305]

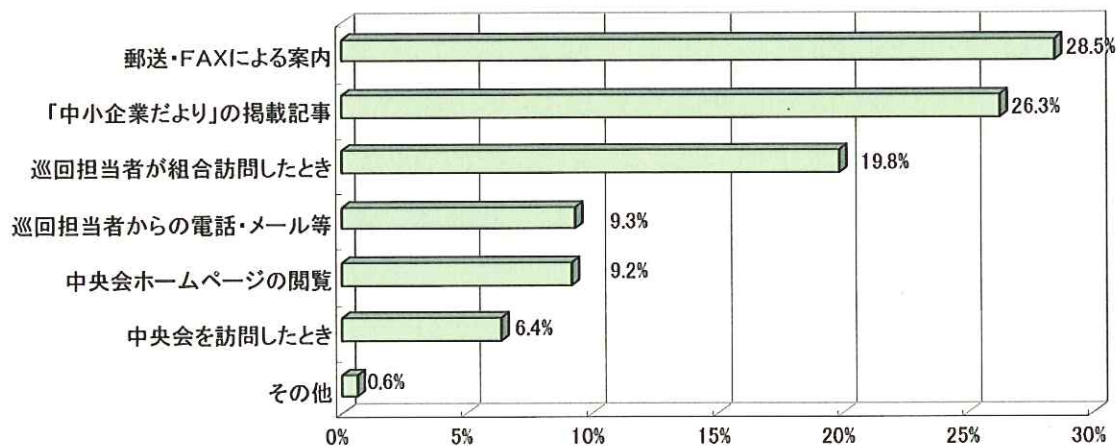


## 15. 中央会からの情報の入手方法

中央会からの情報の入手方法については、「郵送・FAXによる案内」が801組合（28.5%）、「『中小企業だより』の掲載記事」が738組合（26.3%）、「巡回担当者が組合訪問したとき」が557組合（19.8%）、「巡回担当者からの電話・メール等」が258組合（9.3%）、「中央会ホームページの閲覧」が261組合（9.2%）、「中央会を訪問したとき」が179組合（6.4%）などの順になっている。（図15）

ホームページといった電子媒体と比べ、郵送物や「中小企業だより」等、従来の情報媒体が情報入手手段として多く活用されている。紙媒体は一目瞭然で伝達も容易なことから、その利便性が再確認された。今後、中央会では即時性や情報量の多さからインターネット上のホームページを有力な情報提供手段として位置づけ、組合に一層活用していただけるよう魅力あるホームページを提供していくことが課題である。

図15 中央会からの情報入手方法 [(M・A) n=2811]

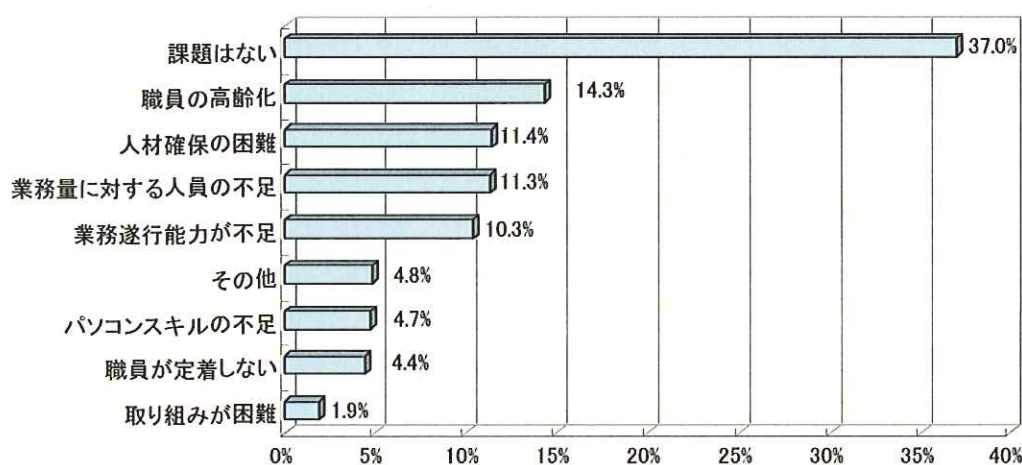


## 16. 事務局の人材に関する課題

事務局の人材に関する課題については「職員の高齢化」が159組合（14.3%）、「人材確保の困難」が127組合（11.4%）、「業務量に対する人員の不足」が125組合（11.3%）、「業務遂行能力が不足」が114組合（10.3%）、「パソコンスキルの不足」が159組合（4.7%）、「職員が定着しない」が49組合（4.4%）、「取り組みが困難」が21組合（1.9%）、「課題はない」が411組合（37.0%）などとなっている。（図16）

人材に関して課題はないとする組合が40%近くに達している一方、60%以上の組合では、職員の高齢化や人員の不足、業務遂行能力の不足といった多くの課題を抱えており、先を見越した組合の対応が必要である。

図16 事務局の人材に関する課題 [(M・A) n=1111]



## 17. 専従役職員の人数

事務局における専従役員、専従職員それぞれの人数は、専従役員については「2人以上」が278組合（39.0%）、「1人」が267組合（37.5%）、「0人」が167組合（23.5%）の順となっている。（図17-1）一方、専従職員については「2人」が282組合（34.7%）、「3人」が236組合（29.0%）、「4～5人」が100組合（12.3%）、「0人」が55組合（6.8%）、「11人以上」が51組合（6.3%）、「6人～10人」が49組合（6.0%）、「1人」が40組合（4.9%）の順となっている。専従の事務局職員を設置している組合の90%近くが、2人以上の専従職員を設置しているとの結果になった。（図17-2）

なお、平成14年度に実施した組合事務局実態調査では専従役員の人数については、「0人」が45.4%、「1人」が38.2%であった一方、専従職員については「1人」が34.0%、「2人」が27.0%であった。今回の調査結果と比較すると専従役職員とも人数が増加傾向を示す結果となっている。

しかしながら、現状においても円滑に事業を遂行する上で必要最小限の人員構成を示す結果と思われ、不測の際などには業務に支障をきたすことも危惧される。厳しい景況下で人員削減などリストラ機運も高まっているが、事業継続性（BCP）の観点からも組合事務局は最低限の人員を維持・確保していく必要があると思われる。

図17-1 事務局における専従役員の人数 [(S・A) n=712]

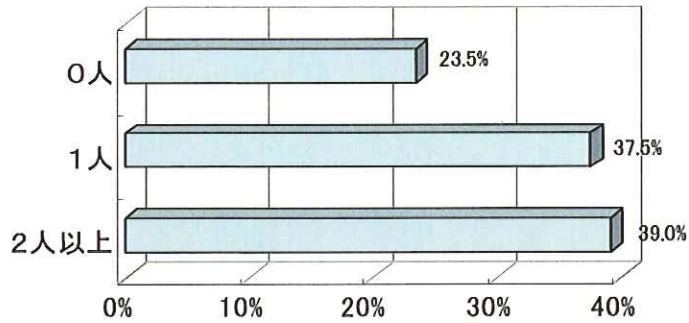
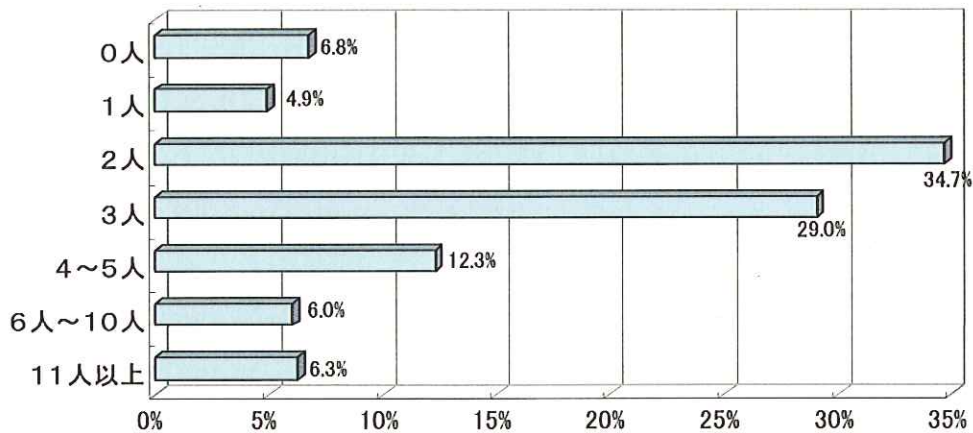


図17-2 事務局における専従職員の人数 [(S・A) n=813]



## 18. 事務局専従責任者の役職

事務局における責任者の役職を専従役員、専従職員別にみると、専従役員においては「専務理事」が169組合（46.9%）、「理事長」が143組合（39.7%）、「理事」が33組合（9.2%）、「常務理事」が15組合（4.2%）の順となっている。（図18-1）

専従職員においては「事務局長（事務長）」が444組合（62.7%）、「その他」が218組合（30.8%）、「理事・事務局長」が46組合（6.5%）の順となっている。（図18-2）

今回の調査結果では事務局責任者である組合役員の割合は、理事長が専務理事に迫る結果となっている。理事長という役職には組合代表者として組合経営全般を統括することが求められている。

一方、専務理事等は事務管理の責任者としての役割を担うものとの考えが一般的だが、今回調査した組合の10%強においては理事長が直接、組合の事務管理責任者の任にもあたっている実態が明らかになった。



図18-1 事務局専従責任者の役職 (専従役員) [(S・A) n=360]

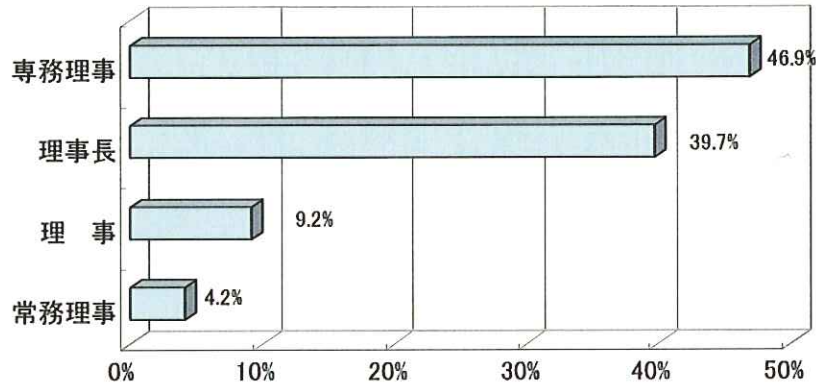
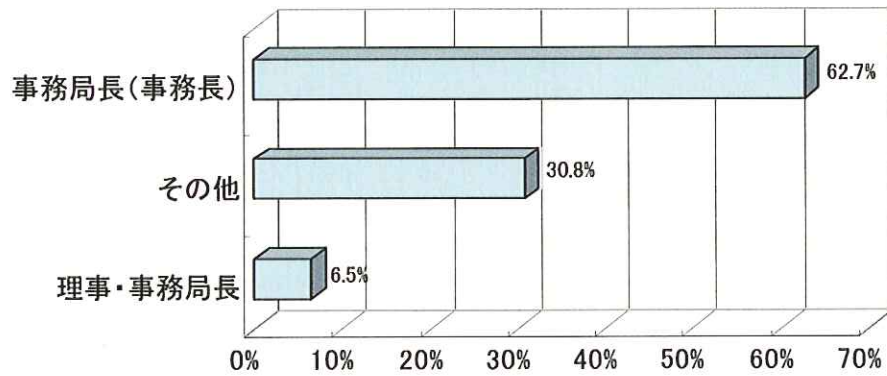


図18-2 事務局専従責任者の役職 (専従職員) [(S・A) n=708]

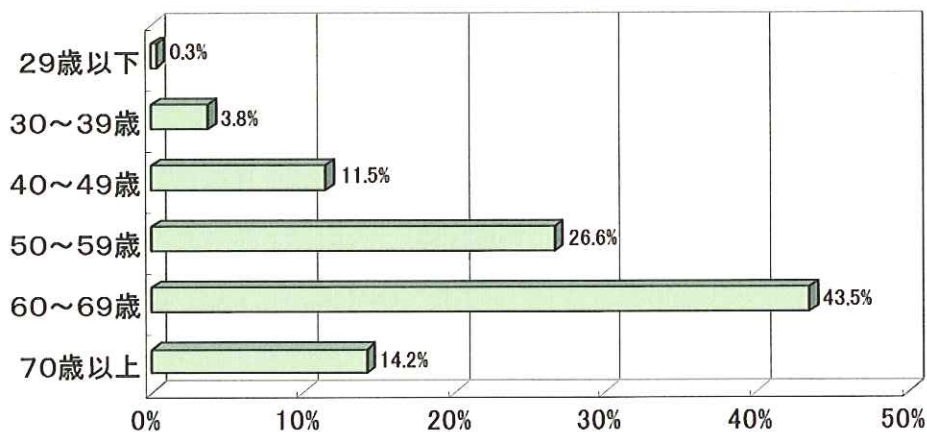


## 19. 事務局専従責任者の年齢

事務局専従責任者の年齢については「60～69歳」が392組合（43.5%）、「50～59歳」が240組合（26.6%）、「70歳以上」が128組合（14.2%）、「40～49歳」が104組合（11.5%）、「30～39歳」が34組合（3.8%）、「29歳以下」が3組合（0.3%）の順となっている。事務局専従責任者の年齢は年金受給年齢に達する「60歳以上」が全体の60%近くを占める結果となっており、組合においては高年齢者の活用が進んでいる状況が明らかになった。（図19）

なお、平成14年度に実施した組合事務局実態調査では、事務局専従責任者の最も多い年齢は「60～69歳」が42.1%となっており、大きな変化は認められない。

図19 事務局専従責任者の年齢 [(S・A) n=901]

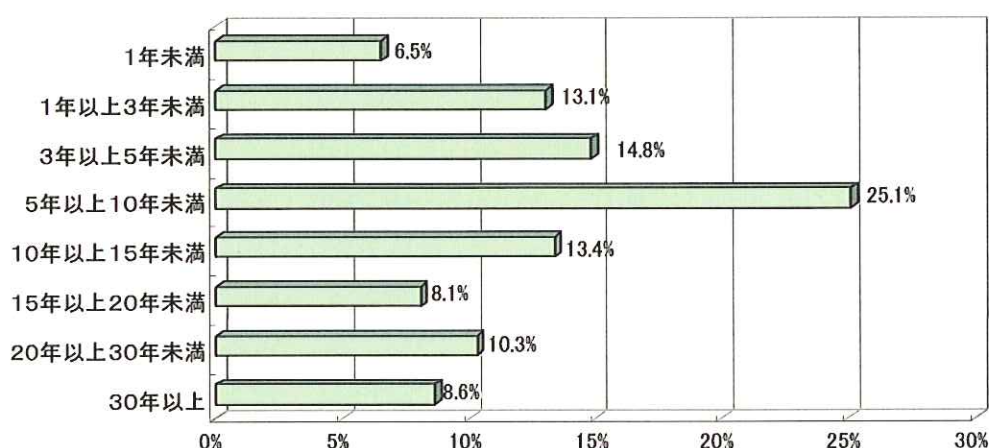


## 20. 事務局専従責任者の勤続年数

事務局専従責任者の勤続年数については、「5年以上10年未満」が227組合（25.1%）、「3年以上5年未満」が134組合（14.8%）、「10年以上15年未満」が121組合（13.4%）、「1年以上3年未満」が118組合（13.1%）、「20年以上30年未満」が93組合（10.3%）、「30年以上」が78組合（8.6%）、「15年以上20年未満」が73組合（8.1%）、「1年未満」が59組合（6.5%）の順となっている。事務局専従責任者の勤続年数については10年未満が過半数を占める結果となった。（図20）

問19において事務局専従責任者の年齢で最も多かった「60～69歳」の勤続年齢をみると、「10年未満」が約70%となっている。このことから専従責任者が一般的な定年年齢に達した後、組合に採用されたことが伺える。

図20 事務局専従責任者の勤続年数 [(S・A) n=903]



## 21. 事務局専従責任者の収入

### ① 組合からの年間支給額

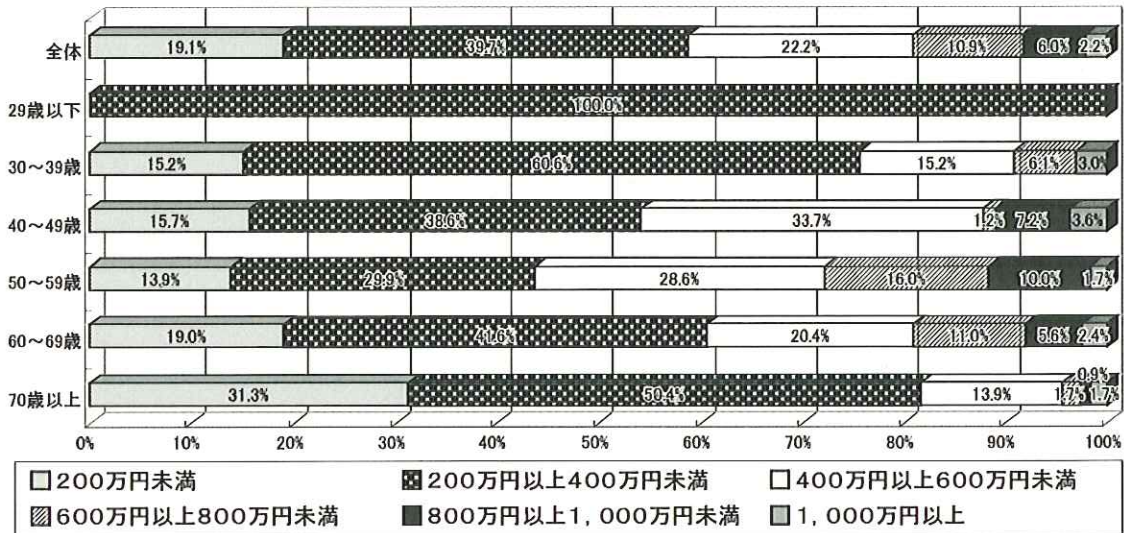
事務局専従責任者の組合からの年間支給額を全体でみると「200万円以上400万円未満」が346組合（39.7%）、「400万円以上600万円未満」が193組合（22.2%）、「200万円未満」が166組合（19.1%）、「600万円以上800万円未満」が95組合（10.9%）、「800万円以上1,000万円未満」が52組合（6.0%）、「1,000万円以上」が19組合（2.2%）の順となっている。（図21）

専従責任者への年間支給額は「200万円以上400万円未満」が最も多い結果となり、これは専従責任者の全ての年齢構成においても同様であった。しかし事務局責任者の年齢構成上、全体の9割近くを占める50歳以上に限ってみると、「50～59歳」では「200万円以上400万円未満」が29.9%、「400万円以上600万円未満」が28.6%、「600万円以上800万円未満」が16.0%となっている一方、「60～69歳」では「200万円以上400万円未満」が41.6%、「400万円以上600万円未満」が20.4%、「200万円未満」が19.0%、「70歳以上」では「200万円以上400万円未満」が50.4%、「200万円未満」が31.3%、「400万円以上600万円未満」が13.9%となっており、「60歳」を境に年間支給額は比較的抑えられている傾向を示している。

また、年齢が「40～49歳」で勤続年数「15年以上20年未満」の専従責任者に限ってみると、年間支給額は「600万円以上」が半数に達している。



図21 組合からの年間支給額 [(S・A) n=871]

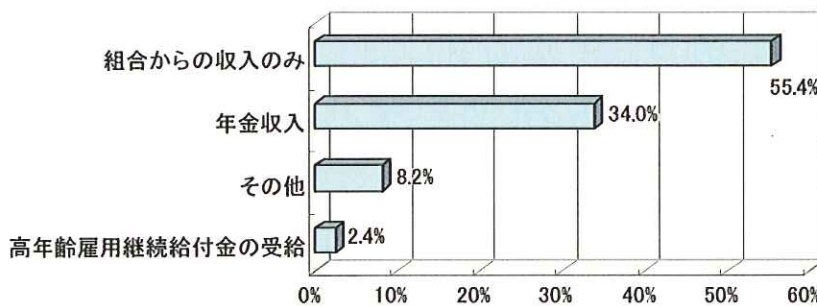


② 組合以外からの収入源

事務局専従責任者の組合以外からの収入源については、「組合からの収入のみ」が501組合(55.4%)、「年金収入」が307組合(34.0%)、「高年齢雇用継続給付金」が22組合(2.4%)、「その他」が74組合(8.2%)となっている。事務局専従責任者の年齢構成は年金支給年齢である「60歳以上」が全体の60%近くを占めていることから、組合以外からの収入源の多くが「年金収入」との結果になった。(図22)

また、高年齢雇用継続給付金の受給の割合が低いが、継続雇用にあたらぬ場合など支給要件を満たすことができなかったことなどが理由として考えられる。しかしながら、この給付金は高年齢人材の雇用継続の際に非常に有利な制度であり、組合は改めて制度適用となる要件を確認して有効に活用していただきたい。

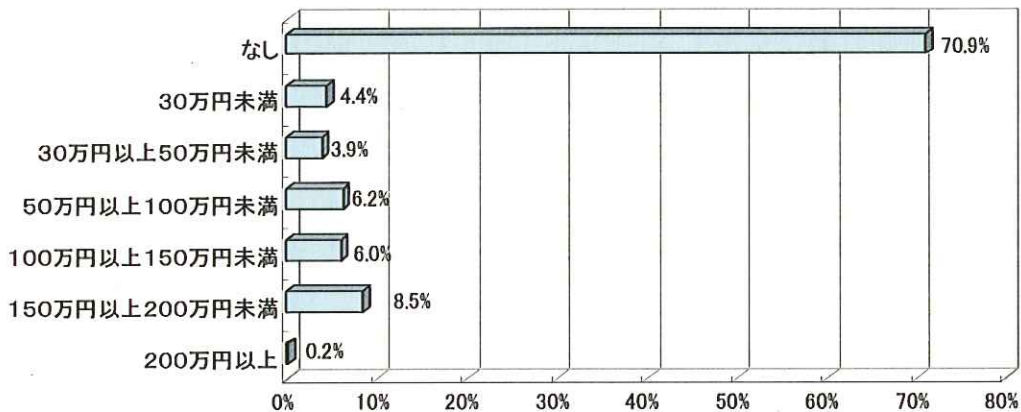
図22 組合以外からの収入源 [(M・A) n=904]



③ 組合以外からの年間収入額

事務局責任者の組合以外からの年間収入額は、「なし」が402組合(70.9%)、「150万円以上200万円未満」が48組合(8.5%)、「50万円以上100万円未満」が35組合(6.2%)、「100万円以上150万円未満」が34組合(6.0%)、「30万円未満」が25組合(4.4%)、「30万円以上50万円未満」が22組合(3.9%)、「200万円以上」が1組合(0.2%)の順となっている。(図23)

図23 組合以外からの年間収入額 [(S・A) n=567]

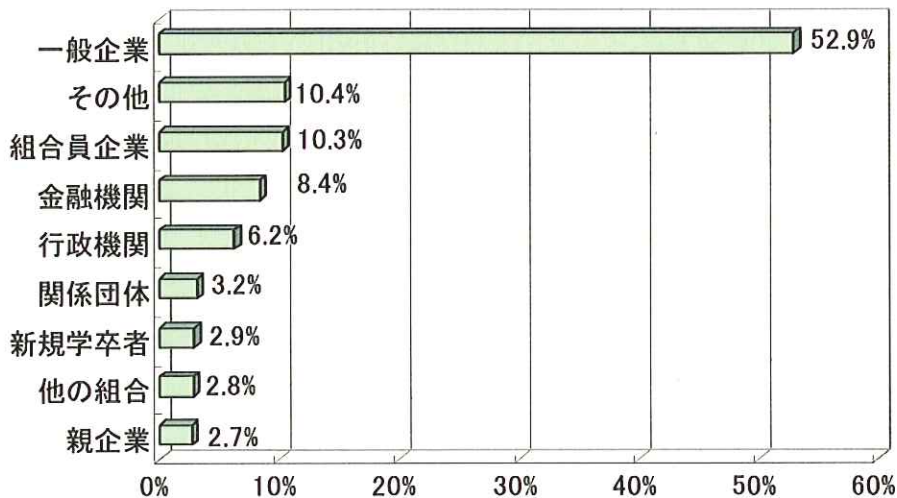


## 22. 事務局専従責任者の組合採用直前の勤務先

事務局専従責任者の組合採用直前の勤務先をみると、「一般企業」が467組合(52.9%)、「その他」が92組合(10.4%)、「組合員企業」が91組合(10.3%)、「金融機関」が74組合(8.4%)、「行政機関」が55組合(6.2%)、「関係団体」が28組合(3.2%)、「新規学卒者」が26組合(2.9%)、「他の組合」が25組合(2.8%)、「親企業」が24組合(2.7%)などの順になっている。また、「その他」については「自営業」「採用直前は無職」といった回答が寄せられている。専従責任者の採用直前の勤務先のうち、「親企業」「組合員企業」「関係団体」といった組合関連組織を合わせても15%ほどに過ぎず、過半数は「一般企業」や「金融機関」等の外部組織で占められる結果となった。また、「新規学卒者」「他の組合」の割合は少ない結果となった。(図24)

問19の事務局専従責任者の年齢は「60歳以上」が約60%、問20の勤続年数については「10年未満」が50%強との結果から勘案すると、多くの事務局専従責任者が一般企業を定年もしくは定年近くの年齢で退職した後、組合に採用されたことが伺える。

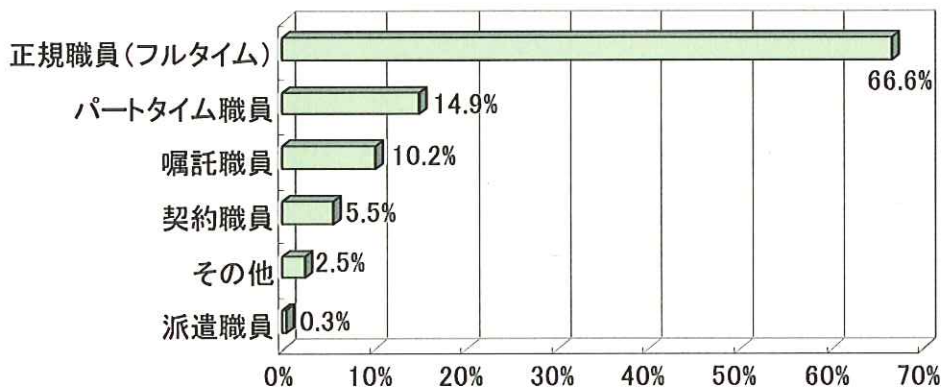
図24 事務局専従責任者の組合採用前の勤務先 [(S・A) n=882]



### 23. 事務局専従職員の雇用形態

事務局専従職員の雇用形態は、「正規職員（フルタイム）」が701組合（66.6%）、「パートタイム職員」が157組合（14.9%）、「嘱託職員」が107組合（10.2%）、「契約職員」が58組合（5.5%）、「派遣職員」が3組合（0.3%）などの順になっている。（図25）

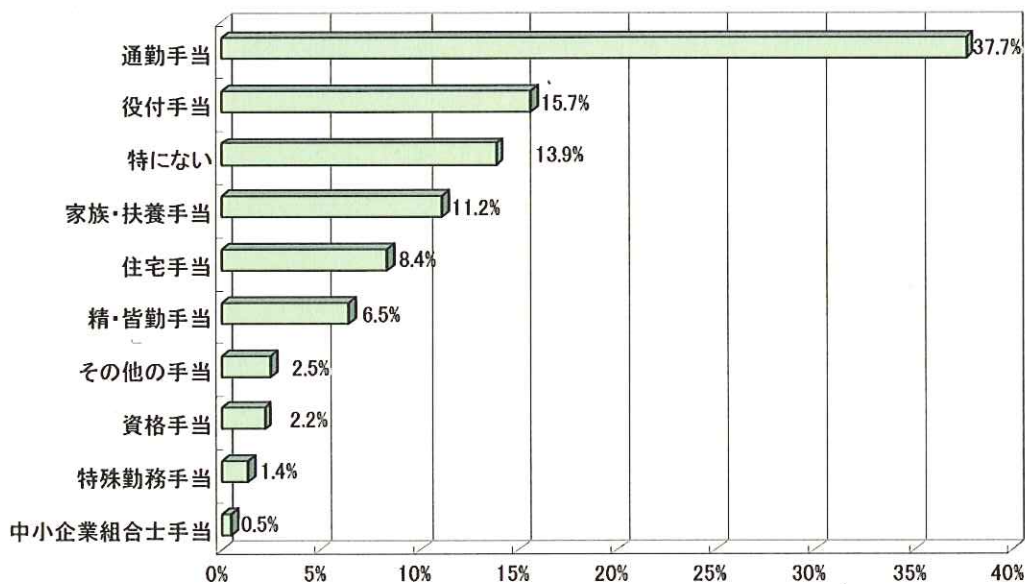
図25 事務局専従職員の雇用形態 [(M・A) n=1052]



### 24. 事務局専従職員に支給している手当

事務局専従職員に支給している手当は、「通勤手当」が641組合（37.7%）、「役付手当」が267組合（15.7%）、「家族・扶養手当」が190組合（11.2%）、「住宅手当」が142組合（8.4%）、「精・皆勤手当」が111組合（6.5%）、「その他の手当」が42組合（2.5%）、「資格手当」が38組合（2.2%）、「特殊勤務手当」が24組合（1.4%）、「中小企業組合士手当」が8組合（0.5%）、「特にない」が237組合（13.9%）となっている。（図26）

図26 事務局専従職員に支給している手当 [(M・A) n=1700]



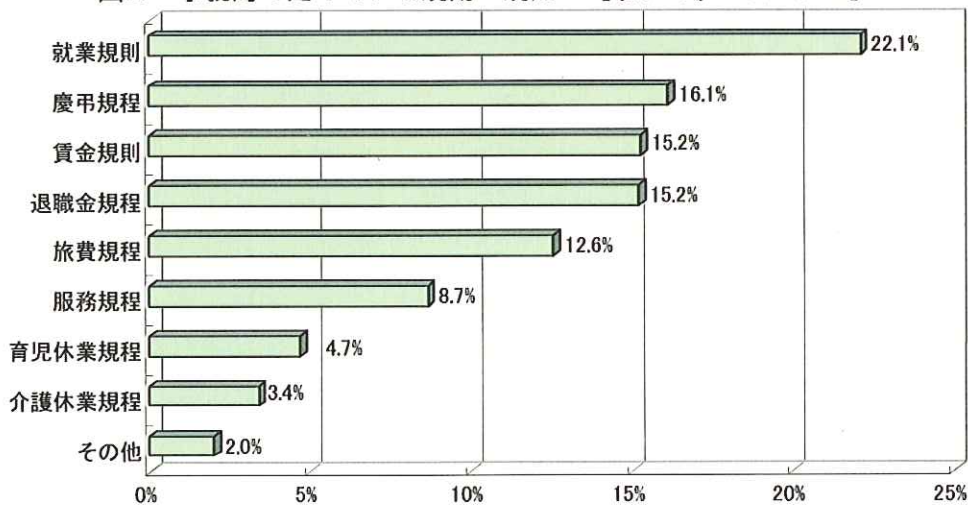


## 25. 事務局で定めている規則・規程等

事務局で定めている規則・規程等は「就業規則」が728組合（22.1%）、「慶弔規程」が531組合（16.1%）、「賃金規則」が502組合（15.2%）、「退職金規程」が500組合（15.2%）、「旅費規程」が414組合（12.6%）、「服務規程」が286組合（8.7%）、「育児休業規程」が155組合（4.7%）、「介護休業規程」が112組合（3.4%）などの順になっている。（図27）

しかしながら、「就業規則」「慶弔規程」「賃金規則」等の基本的な規則・規程の整備状況は低く、「育児休業規程」「介護休業規程」といった、仕事と家庭の両立支援制度の整備も未だ進んでいない。これは事務局の人員構成が小規模であることに起因すると思われるが、規則・規程は適切な雇用制度を構築する上で必要なことから、さらなる整備が求められる。

図27 事務局で定めている規則・規定 [(M・A) n=3294]



## 26. 事務局専従職員の募集・採用方法

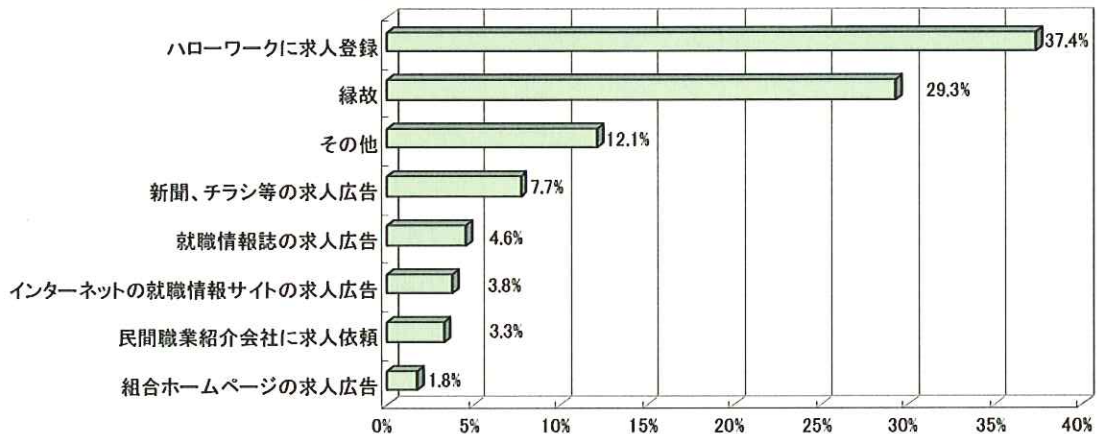
事務局職員の募集・採用方法は、「ハローワークに求人登録」が416組合（37.4%）、「縁故」が326組合（29.3%）、「その他」が135組合（12.1%）、「新聞、チラシ等の求人広告」が86組合（7.7%）、「就職情報誌の求人広告」が51組合（4.6%）、「インターネットの就職情報サイトの求人広告」が42組合（3.8%）、「民間職業紹介会社に求人依頼」が37組合（3.3%）、「組合ホームページの求人広告」が20組合（1.8%）などの順になっている。

事務局職員の募集・採用方法は「ハローワークに求人登録」が最も多く、民間の様々な募集・採用サービスの活用状況は非常に低い。また、「縁故」が「ハローワークに求人登録」に次いで多い結果となった。「縁故」を活用することによって、採用に関わる手続きの簡素化やコストを抑えつつ、かつ安全・確実な人材の確保を図っていることが伺える。

また、「その他」については「組合員企業からの紹介」という回答が多いことから、実質的な割合で捉えると「縁故」が最も多くなっている。（図28）

買い手市場となっている現在の雇用情勢下において、求人活動は比較的容易であり、採用方法はハローワークへの求人登録という形が多いが、中央会の無料職業紹介事業では、求人者（組合）と求職者の適切なマッチングにより、組合等での実務経験を持つ中小企業組合士等の即戦力人材を確保することが可能である。安心して利用でき、手続きも簡便であることから、ぜひご活用いただきたい。

図28 事務局専従職員の募集・採用方法 [(M・A) n=1113]

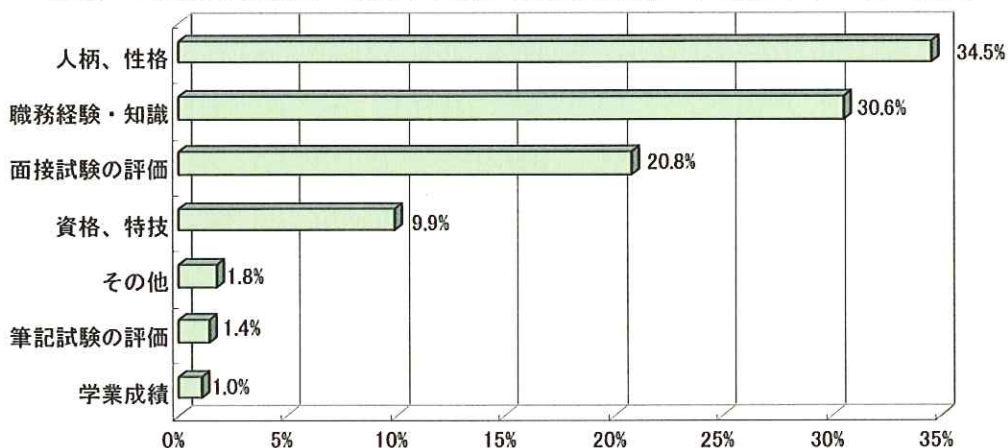


## 27. 事務局専従職員を採用する際に重視する項目

事務局専従職員を採用する際に重視する項目は、「人柄、性格」が703組合(34.5%)、「職務経験・知識」が622組合(30.6%)、「面接試験の評価」が424組合(20.8%)、「資格、特技」が202組合(9.9%)、「筆記試験の評価」が28組合(1.4%)、「学業成績」が21組合(1.0%)などの順になっている。「職務経験・知識」や「資格、特技」といった個人の能力も重視されているが、「人柄、性格」「面接試験の評価」などの個性の部分が、より評価対象として重視される傾向にある。(図29)

今回の結果からは職務経験・知識面の能力のみならず、人柄・性格・面接試験の評価など、職員の個性が採用の要素として重視されていることが解る。これは事務局職員に対して、事務局への確実な定着や、組合員や役員との円滑な人間関係の構築が求められていることを示していると考えられ、事務局専従職員の採用ではコミュニケーション能力等への対応も必要であると思われる。

図29 事務局専従職員を採用する際に重視する項目 [(M・A) n=2036]



## 28. 事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度

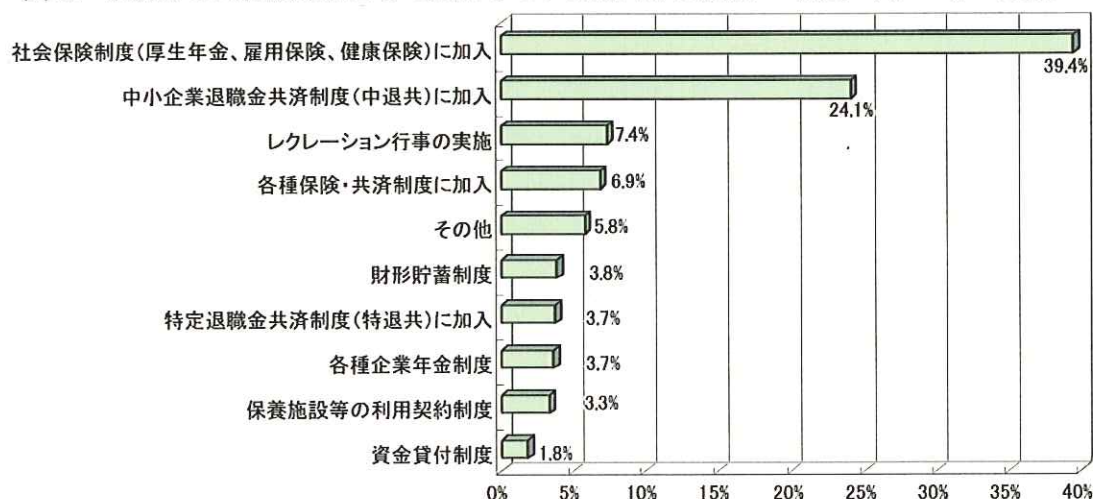
事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度は、「社会保険制度(厚生年金、雇用保険、健康保険)に加入」が625組合(39.4%)、「中小企業退職金共済制度(中退共)に加入」が382組合、(24.1%)、「レクレーション行事の実施」が117組合(7.4%)、「各種保険・共済制度に加入」が109



組合 (6.9%)、「財形貯蓄制度」が61組合 (3.8%)、「特定退職金共済制度 (特退共) に加入」が59組合 (3.7%)、「各種企業年金制度」が58組合 (3.7%)、「保養施設等の利用契約制度」が53組合 (3.3%)、「資金貸付制度」が29組合 (1.8%) となっている。

「社会保険制度の加入」や「中退共の加入」といった一般的な福利厚生制度の実施率は高いものの、それ以外の福利厚生制度の実施状況は非常に低い。これは事務局専従職員が非常に少人数で福利厚生制度を効率的に実施することが困難であることが理由として考えられる。(図30)

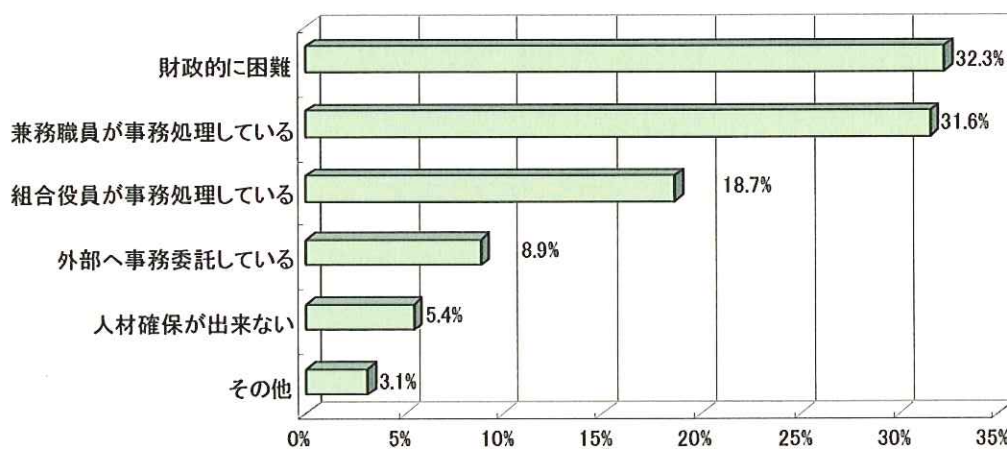
図30 事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度 [(M・A) n=1585]



## 29. 事務局に専従者を置いていない理由

事務局に専従者を置いていない理由は、「財政的に困難」が178組合 (32.3%)、「兼務職員が事務処理している」が174組合 (31.6%)、「組合役員が事務処理している」が103組合 (18.7%)、「外部へ事務委託している」が49組合 (8.9%)、「人材確保ができない」が30組合 (5.4%) などの順になっている。(図31)

図31 事務局に専従者を置いていない理由 [(M・A) n=551]



### 30. 事務局の兼務担当者の人数

事務局の兼務役員は「1人」が150組合（54.5%）、「0人」が63組合（22.9%）、「2人以上」が62組合（22.5%）の順になっている。（図32-1）

兼務職員は「1人」が146組合（54.5%）、「2人以上」が74組合（27.6%）、「0人」が48組合（17.9%）の順になっている。（図32-2）

問17「事務局における専従役職員の人数」において、最も多い回答項目は、専従役員は「2人以上」が39.0%、専従職員は「2人以上」が合計で76%となっている。このことから、絶対的な業務量を比較できないものの、兼務担当者は他の業務を抱えながら、専従者を設置する組合の職員に比べて、より少ない人員で事務局業務を遂行している実態が伺える。

図32-1 事務局の兼務担当者の人数（兼務役員） [(S・A) n=275]

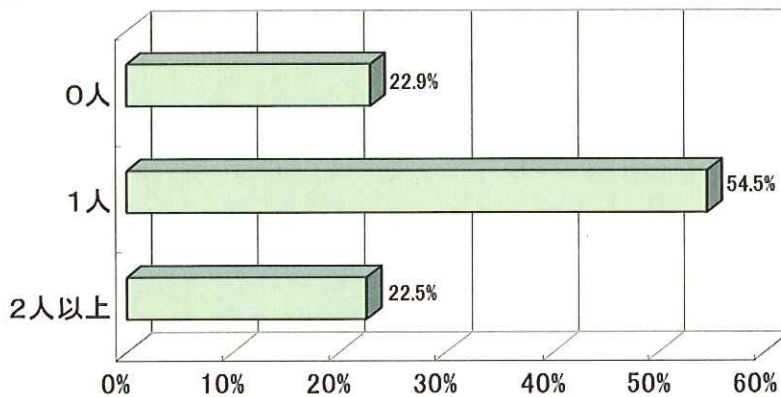
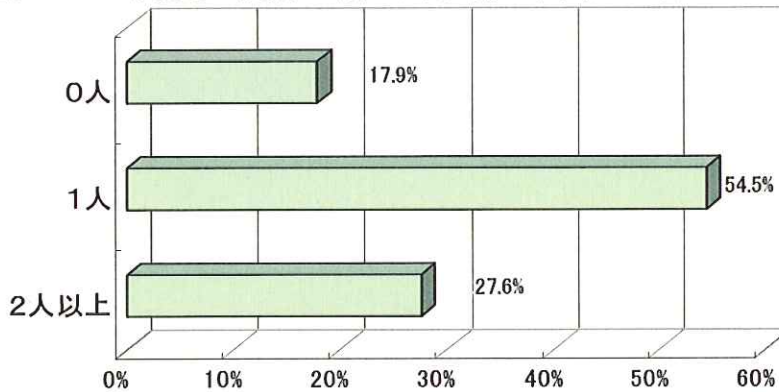


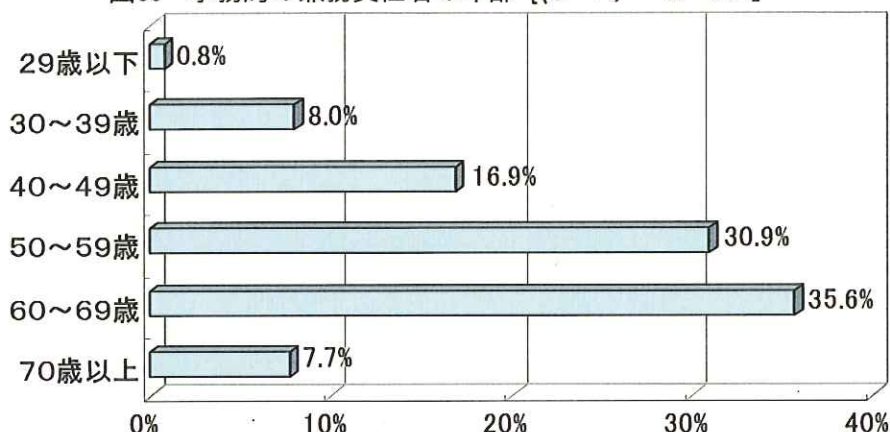
図32-2 事務局の兼務担当者の人数（兼務職員） [(S・A) n=268]



### 31. 事務局の兼務責任者の年齢

事務局兼務責任者（外部事務委託を除く。）の年齢は、「60～69歳」が129組合（35.6%）、「50～59歳」が112組合（30.9%）、「40～49歳」が61組合（16.9%）、「30～39歳」が29組合（8.0%）、「70歳以上」が28組合（7.7%）、「29歳以下」が3組合（0.8%）の順になっている。年齢構成の比率については、「60～69歳」、「50～59歳」、「40～49歳」の順となっているが、問19「事務局専従責任者の年齢」と同様に「60～69歳」が最も多い結果となっている。（図33）

図33 事務局の兼務責任者の年齢 [(S・A) n=362]

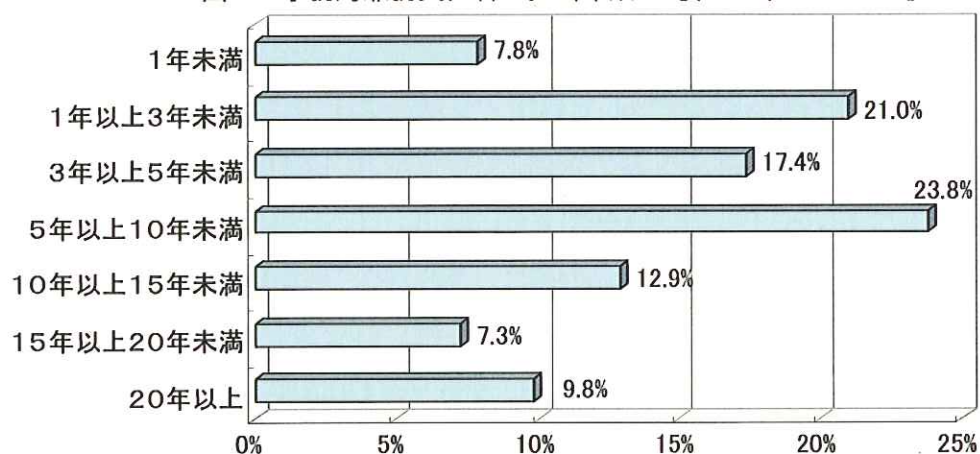


### 32. 事務局の兼務責任者の担当年数

事務局兼務責任者(外部事務委託を除く。)の担当年数は、「5年以上10年未満」が85組合(23.8%)、「1年以上3年未満」が75組合(21.0%)、「3年以上5年未満」が62組合(17.4%)、「10年以上15年未満」が46組合(12.9%)、「20年以上」が35組合(9.8%)、「1年未満」が28組合(7.8%)、「15年以上20年未満」が26組合(7.3%)の順になっている。

兼務責任者の担当年数は問20の「専従責任者の勤続年数」と同様の結果となっており、担当年数は10年未満が70%を占めるなど、短い傾向にある。(図34)

図34 事務局兼務責任者の担当年数 [(S・A) n=357]



### 33. 組合が負担している年間事務経費

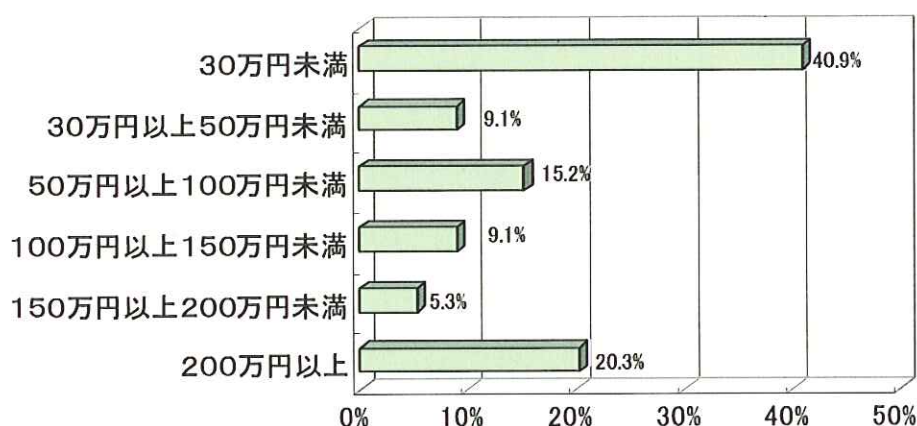
専従担当者を置かない組合が負担している年間事務経費(外部事務委託費、兼務役員・職員の人件費等を含む。)は、「30万円未満」が153組合(40.9%)、「200万円以上」が76組合(20.3%)、「50万円以上100万円未満」が57組合(15.2%)、「30万円以上50万円未満」が34組合(9.1%)、「100万円以上150万円未満」が34組合(9.1%)、「150万円以上200万円未満」が20組合(5.3%)の順になっている。

組合が負担している年間事務経費は「100万円未満」とする組合が65%を超える結果となった。(図35)



問29「事務局に専従者を置いていない理由」においては、「財政が困難」との理由が最も多かった。年間事務経費が「100万円未満」という数字は専従担当者を設置する組合の person 費と比べかなり抑えられており、財政状態の厳しい組合が少ない予算で事務局運営を行っている実態が明らかになった。

図35 組合が負担している年間事務経費 [(S・A) n=374]



#### 34. 事務局の人材育成、中小企業組合士及び無料職業紹介事業等についての意見、要望

##### 組合事務局の人材育成について

- ・売上確保のため、営業のできる人材の育成を優先したい。
- ・現在の事務局は高齢で人材育成を行うには間に合わない、今後入職する職員に期待している。
- ・組合では実務経験を通じて人材育成を図るとともに、中央会等各種団体の講習会を通じて人材育成に努めている。また、顧問である公認会計士からの指導も受けている。
- ・組合員8名の小さな企業組合には、人材育成の取り組みは困難である。
- ・事務局の人材育成は、時間と労力を伴う為、取引金融機関から出向者を受け入れ事務局の質的向上を図っている。また、事務局のリストラを進めており、5～6人の事務局人員を2人に削減した。
- ・当組合は全部協業組合であるが、13年連続で高卒を採用し、主に工場要員として育成に努めている。
- ・現在の事業活動においては、兼務職員で充分対応可能である。
- ・組合員数が減少する中で、職員数を減らさざるを得ない状況にある。事務局の人材育成に重点をおくことより即戦力を採用することで人材を確保する傾向にある。

- ・人材は誰でも良いというわけではなく、組合理念に賛同してくれること、コミュニケーション能力があることが望ましいと考えている。技能は入職してから身につけば十分である。

#### 中小企業組合士について

- ・中小企業組合士の資格を取得するとどのようなメリットがあるか？具体的な事例が紹介されれば必要性が理解できる。
- ・自己啓発の意味で組合検定試験を受験するが、費用は自費で賄うことになり、資格取得後も手当等はない。
- ・組合士資格の取得要件等、詳細な説明が必要である。

#### 中央会の無料職業紹介事業について

- ・事務局の職員採用に関し中央会が人材を紹介して欲しい。
- ・理事会等、組合役員が集まる会議等において、役員が中央会事業に関心を持つよう、中央会の巡回担当者が出席し、無料職業紹介事業等の説明することが必要ではないか。
- ・職業紹介事業についてよく知らないので、事業内容について案内してほしい。
- ・就職難と言いながら、必要最低限の社会的知識を持った人材はごく少数なのが、現実だと思う。資格やスキルの向上も大切だが、もし、当組合で、職業紹介をお願いするとしたら、事前に、中央会等で、紹介者の面接などを、十分に行って、即戦力となる人材を紹介して欲しいと思う。
- ・組合士を取得したうえで、機会があったら無料職業紹介事業も利用したい。
- ・無料職業紹介事業は具体的に事例をあげてPRする必要がある。

#### 中央会の講習会について

- ・中央会の講習会への参加を希望しているが、常に開催時間帯が午後に設定されているため、業務の都合上、参加できない。午前中の開催を希望する。
- ・組合会計は特殊な処理が多く、これについての研修会等をレベル別に実施して欲しい。パソコン教室（エクセル）の開催回数も増やしてほしい。
- ・中央会の講習会等の内容充実に期待する。

- ・中央会の講習会等に積極的に参加することにより、人材育成に努めていくよう考えている。組合の意見や要望を汲み取った講習が数多く開催されることを望む。
- ・人材育成は最も重要な事であるが、組合内での育成には限度がある。短時間で効果のある研修会を実施して欲しい。

#### 中央会の支援について

- ・中央会の情報提供や組合相談については有意義であると感じている。
- ・事業実施の際、国等への申請書類作成のための調査、作業量が多い。この簡略化について中央会が国等に働きかけることを希望するとともに、書類作成等についての個別指導を行ってほしい。
- ・人材育成には時間も必要であるが、意欲を持たせ、士気が高まる職場環境作りに努めている。中央会の指導にも期待している。

#### その他

- ・東京都中央会の業務経験の豊富な職員を2年程度、組合に出向させて欲しい。
- ・組合事業の状況が悪化する中で、雇用を維持して行く事で精一杯の状況にある。
- ・時間的にも金銭的にも余裕がなく、職員の福利厚生面にまで、手がまわらないのが実情である。
- ・正規職員の管理職登用が追いつかない。嘱託職員を役職に登用しているが好ましい状態ではない。正規職員の質的向上が急務である。



<付属資料>

## 組合事務局実態調査票



平成21年11月

会員組合各位

東京都中小企業団体中央会

### 組合事務局実態調査へのご協力をお願い

本会では、平成21年度地域産業実態調査事業（組合特定問題実態調査）として「組合事務局実態調査」を実施いたします。この調査は、組合事務局の人材育成に関する諸問題の実態及び取り組み状況を把握し、組合事務局の活性化に資することを目的として実施いたします。つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

この調査票に記入された回答内容については、秘密を厳守し、調査報告書作成の目的以外には使用いたしません。

### 組合事務局実態調査票

ご回答にあたってのお願い

1. 調査時点：平成21年11月1日現在でご記入ください。
2. 返送方法：調査票にご記入のうえ、平成21年11月30日（月）までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
3. お問合せ：本調査に関するお問合せは、下記の担当宛にお願いいたします。

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館7階  
 東京都中小企業団体中央会 情報課（担当：加地、安藤）  
 TEL：03-3542-0389（直通） FAX：03-3545-2190

組 合 名		
記 入 者	(役職名)	(氏 名)

問1)事務所の設置状況についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 組合独立事務所を所有	2. 組合独立事務所を賃借	3. 組合員企業の事務所内に併設
4. 親企業の事務所内に併設	5. 関係団体等の事務所内に併設	6. 事務所が設置されていない

問2)組合で事務を担当している方についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専 従	1. 役員及び職員	2. 役員のみ	3. 職員のみ
兼 務 等	4. 役員	5. 職員(組合員企業社員)	6. 職員(親企業社員)
	7. 職員(関係団体職員)	8. 顧問税理士、コンサルタント等(外部へ事務委託)	
	9. その他( )		

\*専従と兼務等の区分について：本調査では、組合に常勤し組合から報酬・給与の支給を受けている場合を専従とします。なお、他団体等からも支給を受けている場合は、組合からの支給額が最も多い場合を専従とします。それ以外の場合は、兼務等としてお答えください。

**事務局における人材育成について全ての組合にお伺いします。**

問3)事務局の人材育成の取り組みについてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 取り組んでいる (→問5へ)	2. 取り組んでいない (→問4へ)
-------------------	--------------------

問4)前問で事務局の人材育成に取り組んでいないと回答した組合のみお答えください。取り組んでいない理由は何ですか。(該当項目3つ以内に○)

1. 業務が繁忙で時間的余裕がない	2. 財政的に余裕がない
3. 役員や組合員の理解が得られない	4. 適切な取り組み方法がわからない
5. 兼務職員等のため専念できない	6. 事務局用の人材育成モデルがない
7. 対象者の資質・意欲の不足	8. その他( )

(→問10へ、問5～9はご回答いただかなくて結構です。)



問5)事務局の人材育成に取り組む目的についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |                  |                   |            |
|------------------|-------------------|------------|
| 1. 職務に関する基礎知識の修得 | 2. 職務に関する専門知識の修得  | 3. 事務局の活性化 |
| 4. 問題解決能力、創造力の向上 | 5. コミュニケーション能力の向上 | 6. 職務意欲の向上 |
| 7. その他( )        |                   |            |

問6)事務局の人材育成の方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |            |                   |                |
|------------|-------------------|----------------|
| 1. OJT を実施 | 2. 教育・研修機関の研修への参加 | 3. 中央会の講習会への参加 |
| 4. 自己研鑽    | 5. 各種団体等の研修への参加   | 6. 組合事業関連資格の取得 |
| 7. その他( )  |                   |                |

問7)事務局の人材育成に必要な研修分野についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |            |            |            |           |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1. 組合運営・制度 | 2. 組合会計    | 3. 税務      | 4. 金融・財務  |
| 5. 人事・労務管理 | 6. 総務・法務   | 7. 安全衛生管理  | 8. パソコン実務 |
| 9. 業界専門知識  | 10. 資格受験対策 | 11. その他( ) |           |

問8)事務局の人材育成に関して中央会に期待する支援内容についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1. 中央会の講習会等の内容充実 | 2. 行政機関や支援機関等の助成金制度の情報提供 |
| 3. 中央会の補助金制度の充実  | 4. 専門家や教育機関の紹介等          |
| 5. その他( )        |                          |

問9)事務局の人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマについてお答えください。

(現在、中央会で実施している講習会を含みます。該当項目すべてに○)

- |              |            |         |           |
|--------------|------------|---------|-----------|
| 1. 組合事務管理    | 2. 組合事業運営  | 3. 組合会計 | 4. 組合組織管理 |
| 5. 人事労務管理    | 6. 安全衛生管理  | 7. 環境経営 | 8. パソコン実務 |
| 9. 中小企業組合士養成 | 10. その他( ) |         |           |

問10)事務局で取得を奨励している資格についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |             |                |         |            |            |
|-------------|----------------|---------|------------|------------|
| 1. 簿記検定( 級) | 2. 中小企業組合士     | 3. 行政書士 | 4. 社会保険労務士 | 5. 中小企業診断士 |
| 6. 情報関連資格   | 7. 組合事業関連資格( ) |         |            | 8. なし      |

問11)事務局ですでに取得している資格についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |             |                |         |            |            |
|-------------|----------------|---------|------------|------------|
| 1. 簿記検定( 級) | 2. 中小企業組合士     | 3. 行政書士 | 4. 社会保険労務士 | 5. 中小企業診断士 |
| 6. 情報関連資格   | 7. 組合事業関連資格( ) |         |            | 8. なし      |

問12)事務局で資格を取得した場合の処遇改善についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |             |                  |                      |
|-------------|------------------|----------------------|
| 1. 資格手当の支給  | 2. 昇給、昇格等の処遇アップ  | 3. 養成講座・受験料等の取得費用の助成 |
| 4. 登録更新料の助成 | 5. 資格実施団体の会費等の助成 | 6. 行っていない            |

問13)中央会が人材育成として推進している中小企業組合士(\*)についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 中小企業組合士について知っている | 2. 役員・職員に中小企業組合士の有資格者がいる |
| 3. 今年度、受験する者がいる     | 4. 来年度以降の受験予定者がいる        |
| 5. 中小企業組合士について知りたい  | 6. 中小企業組合士について関心がない      |

\* 中小企業組合士: 組合事務局役員・職員等の職務遂行に必要な専門知識について全国中央会が実施する「組合検定試験」の合格者のうち3年間の組合実務経験のある者に対して資格認定のうえ与えられる資格の称号。

問14)中央会が中小企業組合士等の人材活用として実施している無料職業紹介事業(\*)についてお答えください。

(該当項目すべてに○)

- |                        |                       |                    |
|------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業について知っている         | 2. 事業を利用したことがある       | 3. 現在、求人登録して利用中である |
| 4. 事業を利用して事務局の人材確保ができた | 5. 事務局の人材確保のため利用してみたい |                    |
| 6. 事業の利用方法を知りたい        | 7. 事業について関心がない        |                    |

\* 中央会の無料職業紹介事業: 事務局体制の整備を目的として、事務局人材を求める組合と中小企業組合士等(求職者)の雇用の安定や人材活用を図るため、中央会が無料で求人・求職情報の収集と提供を行い、組合と中小企業組合士等をマッチングさせる事業です。



問15)中央会からの各種情報(人材育成を含む)の入手方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 巡回担当者が組合訪問した時	2. 巡回担当者からの電話・メール等	3. 郵送・FAXによる案内
4. 「中小企業だより」の掲載記事	5. 中央会ホームページの閲覧	
6. 中央会を訪問した時	7. その他( )	

問16)事務局の人材に関する課題についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 職員が定着しない	2. 人材確保の困難	3. 業務量に対する人員の不足
4. 業務遂行能力が不足	5. パソコンスキルの不足	6. 職員の高齢化
7. 取り組みが困難	8. 課題はない	9. その他( )

問17～28までは、問2で1～3に回答された事務局に専従(現業部門除く)を置いている組合のみご回答ください。  
それ以外の問2で4～9に回答された兼務等を置いている組合は問29へ

\*現業部門:事務部門とは別に、組合が事業として実施している共同生産・加工の業務、共同配送の梱包・発送業務等を行う現場部門を指します。

問17)専従の人数についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専従役員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上				
専従職員	1. 0人	2. 1人	3. 2人	4. 3人	5. 4～5人	6. 6～10人	7. 11人以上

問18)事務局専従責任者の役職についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専従役員	1. 理事長	2. 専務理事	3. 常務理事	4. 理事
専従職員	5. 理事・事務局長	6. 事務局長(事務長)	7. その他(役職名: )	

問19)事務局専従責任者の年齢をお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 29歳以下	2. 30～39歳	3. 40～49歳	4. 50～59歳	5. 60～69歳	6. 70歳以上
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

問20)事務局専従責任者の勤続年数をお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 1年未満	2. 1年以上3年未満	3. 3年以上5年未満	4. 5年以上10年未満
5. 10年以上15年未満	6. 15年以上20年未満	7. 20年以上30年未満	8. 30年以上

問21)事務局専従責任者の収入等についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

①組合からの年間支給額をお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 200万円未満	2. 200万円以上400万円未満	3. 400万円以上600万円未満
4. 600万円以上800万円未満	5. 800万円以上1,000万円未満	6. 1,000万円以上

②組合以外からの収入源についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 組合からの収入のみ	2. 年金収入	3. 高齢雇用継続給付金の受給	4. その他( )
--------------	---------	-----------------	-----------

③組合以外からの年間収入額をお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. なし	2. 30万円未満	3. 30万円以上50万円未満	4. 50万円以上100万円未満
5. 100万円以上150万円未満	6. 150万円以上200万円未満	7. 200万円以上	

問22)事務局専従責任者の組合採用直前の勤務先についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 一般企業	2. 親企業	3. 組合員企業	4. 関係団体	5. 行政機関
6. 金融機関	7. 新規学卒者	8. 他の組合	9. その他( )	

問23)事務局専従職員の雇用形態についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 正規職員(フルタイム)	2. 契約職員	3. 嘱託職員	4. 派遣職員
5. パートタイム職員	6. その他( )		

問24)事務局専従職員に支給している手当についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 役付手当	2. 家族・扶養手当	3. 通勤手当	4. 住宅手当
5. 精・皆勤手当	6. 特殊勤務手当	7. 中小企業組合士手当	8. 資格手当(資格名: )
9. その他の手当(名称: )			10. 特にない



問25)事務局で定めている規則・規程等についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 就業規則	2. 賃金規則	3. 旅費規程	4. 退職金規程	5. 慶弔規程
6. 服務規程	7. 育児休業規程	8. 介護休業規程	9. その他( )	

問26)事務局専従職員の募集・採用方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. ハローワークに求人登録	2. インターネットの就職情報サイトの求人広告	3. 新聞、チラシ等の求人広告
4. 就職情報誌の求人広告	5. 民間職業紹介会社に求人依頼	6. 縁故
7. 組合ホームページの求人広告	8. その他( )	

問27)事務局専従職員を採用する際に重視する項目についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 職務経験・知識	2. 人柄、性格	3. 資格、特技	4. 面接試験の評価	5. 筆記試験の評価
6. 学業成績	7. その他( )			

問28)事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度等についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 中小企業退職金共済制度(中退共)に加入	2. 特定退職金共済制度(特退共)に加入	
3. 社会保険制度(厚生年金、雇用保険、健康保険等)に加入	4. 各種保険・共済制度に加入( )	
5. 各種企業年金制度	6. 財形貯蓄制度	7. 保養施設等の利用契約制度
8. レクリエーション行事の実施	9. 資金貸付制度	10. その他( )

問29～33は事務局に専従を置かず、兼務等が事務を担当している組合のみご回答ください。それ以外は、問34へ

問29)事務局に専従を置いていない理由は何ですか。(該当項目3つ以内に○)

1. 財政的に困難	2. 人材確保が出来ない	3. 組合役員が事務処理している
4. 兼務職員が事務処理している	5. 外部へ事務委託している	6. その他( )

問30)事務局の兼務担当者は何人ですか。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

兼務役員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上
兼務職員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上

問31)事務局兼務責任者の年齢をお答えください。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

1. 29歳以下	2. 30～39歳	3. 40～49歳	4. 50～59歳	5. 60～69歳	6. 70歳以上
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

問32)事務局兼務責任者の担当年数をお答えください。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

1. 1年未満	2. 1年以上3年未満	3. 3年以上5年未満	4. 5年以上10年未満
5. 10年以上15年未満	6. 15年以上20年未満	7. 20年以上	

問33)組合が負担している年間事務経費(外部への事務委託費、兼務役員・職員の人件費等を含む。)についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 30万円未満	2. 30万円以上50万円未満	3. 50万円以上100万円未満
4. 100万円以上150万円未満	5. 150万円以上200万円未満	6. 200万円以上

全ての組合へ

問34)事務局の人材育成、中小企業組合士及び無料職業紹介事業等についてご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。11月30日(月)までに返信用封筒にてご返送ください。

## 組合事務局実態調査報告書

平成22年3月

発行 東京都中小企業団体中央会  
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18  
東京都中小企業会館  
電話 03-3542-0386 (代表)

印刷 シンソー印刷株式会社  
〒161-0032 東京都新宿区中落合1-6-8  
電話 03-3950-7221 (代表)





植物性大豆油インキ使用。



古紙配合率70%再生紙を使用しています